

### 3 国及び地方公共団体における買物弱者対策の実態

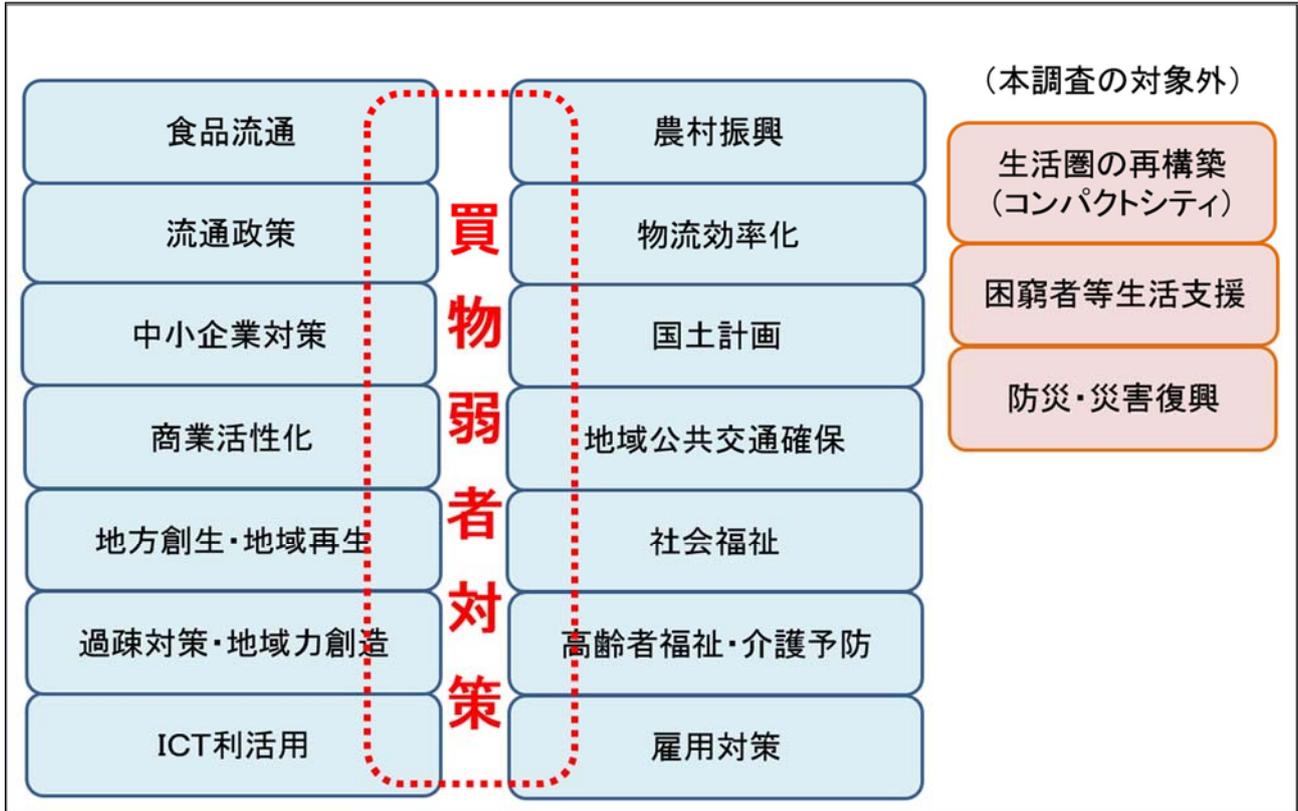
#### (1) 国における買物弱者対策の現状

実 態	説明図表番号
<p>国における買物弱者対策については、明確な所管府省（特に中心となって対策を進めている府省）は存在せず、関係府省がそれぞれの所管行政において推進している施策が、結果的に買物弱者対策に資するものとなっている現状にある。</p>	<p>図表 3-(1)-①</p>
<p>このため、関係府省の事業についても、過去には買物弱者対策を主たる目的として実施していると考えられる補助事業（経済産業省による「地域自立型買い物弱者対策支援事業」（平成 24 年度）等）が実施されたこともあるが、多くは買物弱者対策をその主たる目的とするものではなく、関係府省の所管行政の推進のための事業が、結果として買物弱者対策に資する事業になっている。</p> <p>本項目においては、平成 23 年度から 27 年度までに実施された施策であって、本省が買物弱者対策の推進に資すると判断したものについて、次のとおり、関係府省別に整理した。</p>	<p>図表 3-(1)-②</p>
<p><b>ア 内閣府</b></p> <p>内閣府（地方創生推進事務局）は、地方創生の推進を図るため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）により、内閣に置かれた「まち・ひと・しごと創生本部」の事務局である内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と一体となって、地方創生の推進を図る施策に取り組んでいる。また、内閣府は、①中心市街地活性化・都市再生・地域再生の推進等を図るための基本的な政策に関する事項、②総合特別区域制度等を所管しており、これら「地方創生」等の観点から、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p>	<p>図表 3-(1)-③</p>
<p>具体的には、地方創生推進交付金等の補助事業、集落等の活性化に関連する事業についての地方公共団体からの照会に対する窓口の設置等により、地方公共団体等における買物弱者対策に資する事業を支援している。</p>	<p>図表 3-(1)-④</p>
<p><b>イ 総務省</b></p> <p>総務省は、①地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進、②過疎対策に係る地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事務等を所管しており、これら「地域振興及び過疎対策」の観点から、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p> <p>また、ICT利活用の推進等も所管しており、地域における「ICTの利活用促進」の観点からも、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p>	<p>図表 3-(1)-⑤</p>
<p>具体的には、地方交付税措置や補助事業、地域振興に関する調査研究の実施、地域おこし協力隊等による人的支援等により、地方公共団体等にお</p>	<p>図表 3-(1)-⑥</p>

<p>ける買物弱者対策に資する事業を支援している。</p> <p><b>ウ 厚生労働省</b></p> <p>厚生労働省は、①少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整、②社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整、③老人の福祉の増進、④老人の保健の向上、⑤地域における保健及び社会福祉の向上及び増進、⑥介護保険事業等を所管しており、これら「社会福祉」及び「高齢者福祉」の観点から、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p> <p>具体的には、各種補助事業等、地域包括ケアシステムの推進等により、地方公共団体等における買物弱者対策に資する事業を支援している。このほか、雇用改善のための施策（補助金等）が、地方公共団体等における買物弱者対策に資する事業に活用されている例がある。</p> <p><b>エ 農林水産省</b></p> <p>農林水産省は、①食品産業の育成等、②農畜産物の生産、流通及び消費の増進・改善等を所管しており、これら「食品流通」の観点から、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。また、農山漁村及び中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進を所管しており、これら「農山漁村振興」の観点からも、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p> <p>具体的には、農林水産政策研究所において、「食料品アクセス問題」の現状分析、調査研究等を行っているほか、食料品アクセス環境改善対策事業を始め各種補助事業等により、地方公共団体等における買物弱者対策に資する事業を支援している。</p> <p><b>オ 経済産業省</b></p> <p>経済産業省は、①産業組織の改善、②地域における商業振興、③物資の流通の効率化及び適正化、④中心市街地活性化等を所管しており、これら「商業振興」、「物流効率化」及び「市街地活性化」の観点から、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p> <p>また、中小企業庁は、①中小企業の育成及び発展、②経営改善・向上、③新たな事業の創出、連携等を所管しており、これら「中小企業の発展等」の観点からも、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p> <p>具体的には、「買い物弱者応援マニュアル」の作成、国や地方公共団体等による買物弱者対策に資する補助事業等の取りまとめ等を行っているほか、各種の補助事業等により、地方公共団体等における買物弱者対策に資する事業を支援している。</p>	<p>図表 3-(1)-⑦</p> <p>図表 3-(1)-⑧</p> <p>図表 3-(1)-⑨</p> <p>図表 3-(1)-⑩</p> <p>図表 3-(1)-⑪</p> <p>図表 3-(1)-⑫</p>
--	---

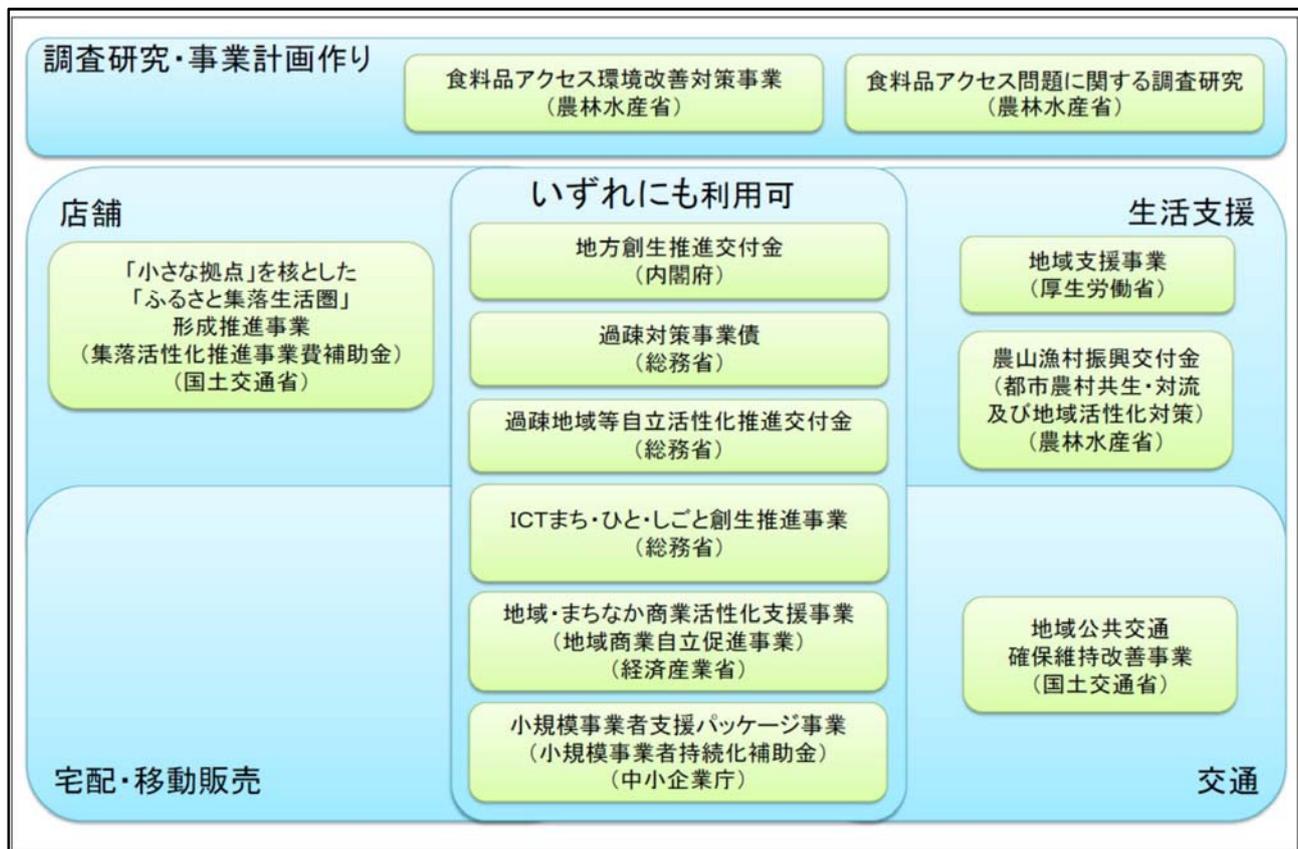
<p><b>カ 国土交通省</b></p> <p>国土交通省は、①国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進、②社会資本整備の推進、③地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整、④貨物流通の効率化、円滑化及び適正化、⑤貨物利用運送事業の発達、改善及び調整、⑥地方の振興等を所管しており、これら「国土計画」、「貨物流通」及び「地域公共交通確保」の観点から、買物弱者対策に関連する施策等を実施している。</p> <p>具体的には、「小さな拠点」の取組の推進、物流の効率化のための調査研究、各種の補助事業等により、地方公共団体等における買物弱者対策に資する事業を支援している。</p>	<p>図表 3-(1)-⑬</p>
<p><b>キ 買物弱者対策が主たる目的であると考えられる事業</b></p> <p>関係府省が実施している買物弱者対策に資する事業のうち、買物弱者対策が主たる目的であると考えられる事業は、農林水産省及び経済産業省の一部の補助事業に限られている。</p> <p>このうち、農林水産省の補助事業は、食品流通業者と市町村等の地域の関係者が連携して設置・運営する企画検討会による検討を支援するもので、事業者が実施する買物弱者対策に資する取組を直接的に支援するものではない。</p> <p>また、経済産業省の補助事業は、補正予算により実施されている単年度限りの事業であり、平成 27 年度以降は実施されていない。経済産業省では、「経済産業省の買物弱者対策は、全国の地方公共団体、住民及び事業者に対するベストプラクティスの普及啓もう及び事案ごとに異なる効果的な解決手法に係る助言を行うことを対策の中心としている。このため、同省の補助事業はベストプラクティス構築のための補正予算による単年度事業に特化している」としている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑭</p> <p>図表 3-(1)-⑮</p>

図表 3-(1)-① 買物弱者対策に関連する国の施策マップ



(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-② 買物弱者対策に資する国の主な補助事業等マップ



(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-③ 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）〈抜粋〉

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三 （略）

四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項

六 （略）

七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項

八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九 （略）

十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の五において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項

十二～二十九 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 （略）

三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関することに限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 （略）

三の五 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関

する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三の六 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援助子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四～六十二 (略)

(地方創生推進事務局)

第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二、第三号の三、第三号の五及び第三号の六に掲げる事務をつかさどる。

2～4 (略)

(参考) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号) <抜粋>

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

図表 3-(1)-④ 買物弱者対策に関連する内閣府の主な施策

【制度、具体的な取組等】

① 「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧の取りまとめ等

中山間地域等の集落生活圏において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を「小さな拠点」づくりと位置付け、これを実践するに当たり活用可能な国の関連施策を、関係府省の協力を得て取りまとめ、ホームページに掲載している。また、「住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～」を作成し、ホームページに掲載している。

図：「小さな拠点」づくりの取組イメージ



② 「集落等の活性化に関連する相談（ワンストップ窓口）」の設置

集落等の活性化に関連する事業について、地方公共団体が最適な事業を選択できるよう、ワンストップ窓口を設置し、各府省の「小さな拠点」の支援メニュー（事業）についての照会等に対応するほか、総務省の「過疎地域等自立活性化推進交付金」及び国土交通省の「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業」の事業申請窓口も担っている。

- ・ 「集落等の活性化に関連する相談（ワンストップ窓口）」のページ（内閣府地方創生推進事務局）  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/onestop\\_shuraku.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/onestop_shuraku.html)

③ 「地域活性化伝道師」派遣制度

地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言などを行う「地域活性化伝道師」を派遣する制度を設けており、平成 28 年 4 月 1 日現在、350 人の伝道師が登録されている。

平成 27 年度には 18 人を全国 21 地域に派遣しているが、これまでには、買物弱者対策に関連する内容（商店会振興）を含むものもみられる。

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：350名(平成28年4月1日現在)  
 ※推進室HP (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html>) において公開  
 分野別登録数(重複を含む)

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 農・林・水産業	3. 観光・交流	4. 環境	5. まちづくり	6. 地域コミュニティ・集落再生	7. 地域医療・福祉・介護・教育	8. 地域交通・情報通信
121人	56人	114人	34人	139人	78人	23人	14人

○平成27年度実績：地域活性化伝道師18名を全国21地域に派遣

○活用方法：①各自治体及び団体等が、課題解決への取組に適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。  
 ②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

④ 地方創生コンシェルジュ

「地方版総合戦略」に沿って施策展開を進め、地方創生に取り組む地方公共団体に対して、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員を選任し、地方からの相談に応じるものである。

地方創生コンシェルジュ名簿について

○全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ(17府省庁総勢965人)の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

○名簿は地方創生推進事務局のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

【地方創生コンシェルジュトップページ: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/>】



【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

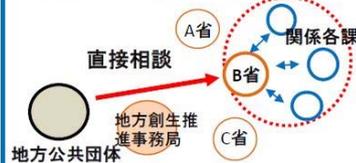
No.	担当都道府県	氏名	所属			
			省庁	局	課室	肩書
1	○×県	○○	○○省	○○局	○○課	課長
2	○×県	△△	△△省	△△局	△△課	課長補佐
3	○×県	××	××省	××局	××課	局長

相談方法について

○具体の相談先がわからない場合、地方創生推進事務局コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。



○具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な知見が必要な場合、各々の担当部局が協力対応。

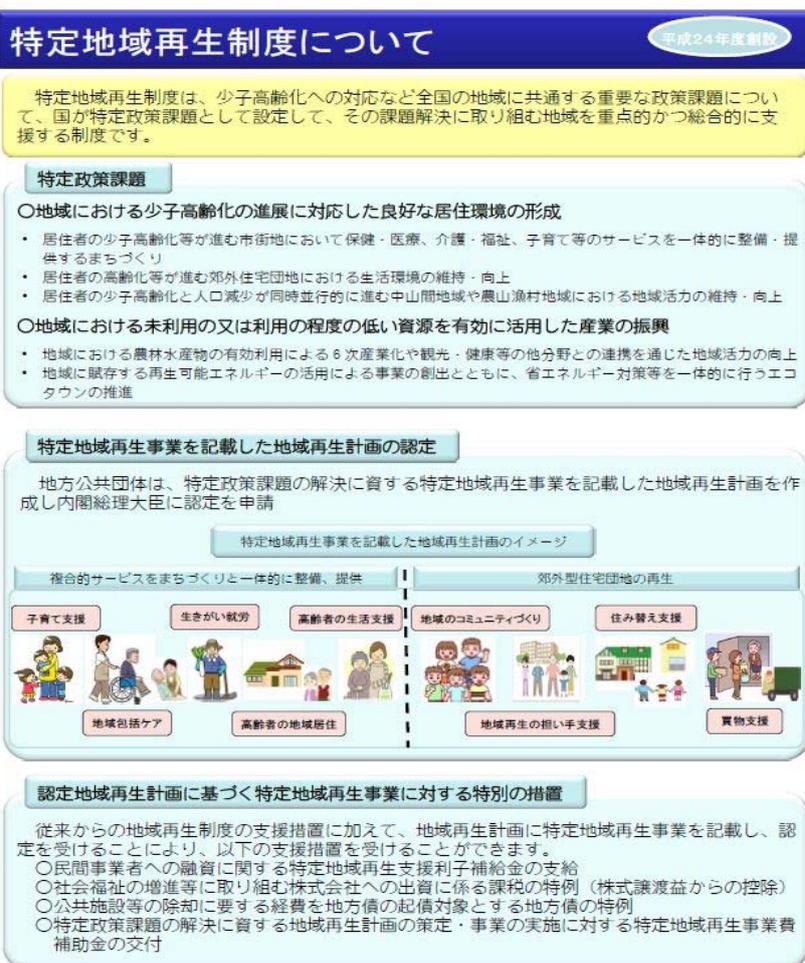


## 【補助金等】

### ① 特定地域再生事業費補助金（平成 24～26 年度）

少子高齢化への対応など、全国の地域に共通する重要な政策課題（特定政策課題）の解決に資する地域再生計画の策定・事業の実施を支援するものである。このうち、「特定地域再生計画策定費」は、特定政策課題の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付するものであり、「特定地域再生計画推進事業」は、地方公共団体やNPO等のうち地域再生推進法人として指定された者が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に記載された事業を実施する場合に補助金を交付するものである。

これまでには、「地域協働による高齢者等買い物支援の推進」などの買物弱者対策に関連する事業が採択された例がある。



② 地域再生戦略交付金（平成 26 年度、27 年度）

地域再生の観点から、地域が直面する課題への地域の創意工夫による実効ある取組を後押しするもので、i) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生計画を策定する地方公共団体が、協議会を設置して地域の創意工夫による課題解決のための取組について住民や関係団体等との合意形成を図るために行う調査等の実施を支援する「地域再生計画策定事業」と、ii) 地域の創意工夫による地域の課題解決を後押しする仕組みとして、内閣総理大臣が認定する地域再生計画に位置付けられた事業であって、既存の補助等制度の対象事業と一体的に実施することで効果が高まるものを支援する「地域再生戦略事業」がある。

平成 27 年 6 月に「地域再生法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 49 号）が公布され、地域再生計画の認定を受けた市町村が地域再生土地利用計画を作成し、都道府県知事の同意を得ることで、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）、都市計画法の特例を活用することができる、「小さな拠点の形成を促進するための措置」が追加された。

【買物弱者対策への活用例】

【大分県中津市】中山間地の拠点整備を通じた定住移住の促進

**地域の課題**

- 生活機能・福祉機能低下
- 第1次産業の活力低下
- 人口減少

**KPI（業績指標）**

- 施設利用者数  
新規（H27）⇒2.8万人（H31）
- 新規農業従事者  
4人（H26）⇒累計24人（H31）

大分県

中津市



人口：85,448人（H26）

**事業概要**

中山間地に買い物施設や福祉機能を有した複合施設を整備することで生活環境を向上させるとともに、農業経営体の農機具運搬車両の購入を補助することで、農業経営体を支援し、経営の拡大と担い手の育成を実施することで収益向上や雇用創出を行い、中山間地への定住移住促進を図る。  
（交付決定額：19百万円）



**政策間連携**

- 小さな拠点の整備
- 農水省・国交省事業との連携

**官民連携**

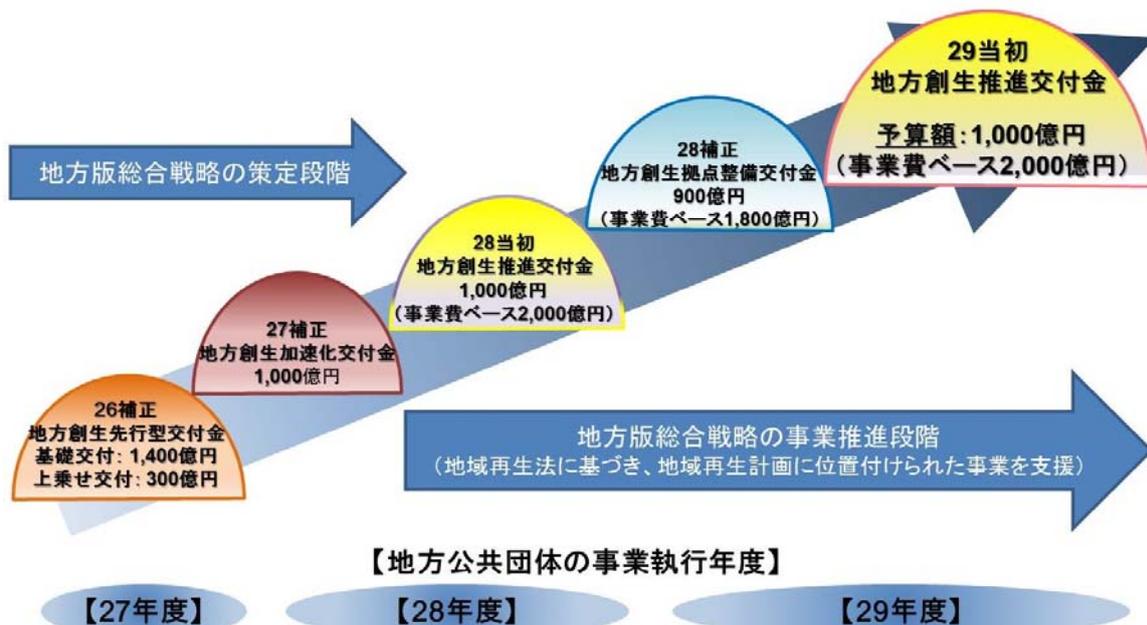
- 農業経営体と連携し収益向上・雇用創出
- 買い物機能維持の為、連携

③ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（平成 26 年度）、地方創生加速化交付金（27 年度）、地方創生推進交付金（28 年度）

「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）」は、都道府県及び市町村による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し、国が支援するものである。これは、地方版総合戦略の策定が始まった平成 27 年度に「地方創生加速化交付金」に引き継がれ、さらに、28 年度には、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、「地方創生推進交付金」に引き継がれた。「地方創生推進交付金」は、地方公共団体の自主的・主体的な取組で先導的なものを支援するものであり、「小さな拠点」の整備など、買物弱者対策にも活用できるが、基本的には、仕組みづくり等のソフト面に関する取組であって、複数の拠点や複数の市町村が連携して取組を行うような場合に活用することが想定されている（拠点整備等のハード事業は国土交通省の、単独の市町村等によるソフト面の取組は総務省等の事業を活用することが求められている。）。

### 地方創生関係交付金の概要（イメージ）

- 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



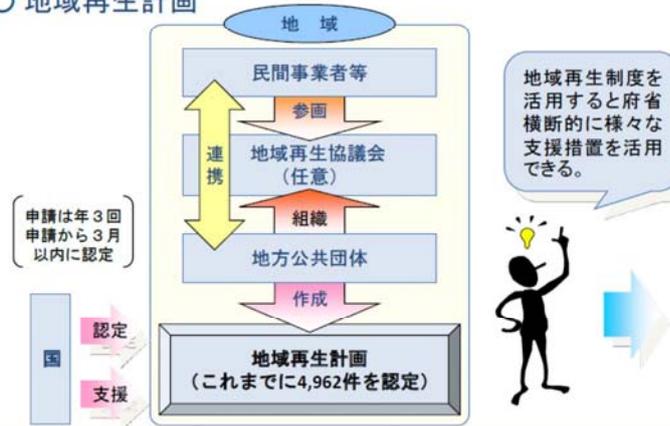
(参考)

## 地域再生制度の概要

### ○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

### ○ 地域再生計画



地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）（平成28年4月20日施行）

<b>地方創生推進交付金の創設</b> ・地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置	<b>地方創生応援税制の創設</b> ・地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置	<b>「生涯活躍のまち」の制度化</b> ・中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進
---	--	--

### 主な支援措置メニュー

#### ◆「地域再生計画」と連動

##### ■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
  - ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
  - ③ 地域再生支援利子補給金
  - ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
  - ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
  - ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
  - ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
  - ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
- （その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

##### ■それ以外の連動施策

- ・実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
- ・農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
- ・地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 — 等

（注）平成29年5月31日現在

### 【買物弱者対策への活用例】（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型））

<b>道の駅「田切の里」 買い物弱者対策推進事業</b>	<small>いいじままち</small> <b>長野県飯島町</b>	<b>まちづくり・小さな拠点</b> 交付金：16,000千円
<p><b>事業の背景・概要</b></p> <p>○飯島町田切地域は、町内で最も少子高齢化が進んでいる地域であり、近隣に生活必需品を確保する商業施設が全くなく、老人世帯や在宅独居老人が増加している中、食料品、生活必需品等の安定供給、買い物弱者対策や地域コミュニティの維持と地域の安全・安心の確保が急務となっている。</p> <p>○本事業では、平成28年7月開業予定の「道の駅 田切の里」を地域の拠点施設として位置付け、地域の発展と住民の全員参加を基本理念とする法人「株式会社道の駅田切の里」が運営主体となり、高齢者の一人暮らし世帯に対する食料品、生活用品の宅配や給食、安否確認のシステム構築等を行い、買い物弱者の問題解決と地域の安全・安心の確保を図る。</p>	<p><b>先駆性に係る取組（官民協働、地域間連携、政策間連携）</b></p> <p><b>【官民協働】</b></p> <p>○飯島町は、高齢者を地域で支え合い、社会参加の機会を増やすことで、高齢社会にも対応出来るまちづくりを推進する。</p> <p>○「株式会社 道の駅田切の里」が運営主体となり、高齢一人暮らし世帯に対し、食料品、生活用品の宅配や給食、安否確認、高齢者交流サービス（食事提供を中心としたデイサービス事業、健康長寿教室）等を行う。</p> <p>○本事業の運営に当たり、上伊那農業協同組合とコンビニエンスストアが行う在宅サービスや上伊那医療生活協同組合が運営する「総合ケアセンターいいじま」の医療、福祉事業等のノウハウを活用し、各種サービスの向上や経営改善を目指す。</p>	<p><b>【政策間連携】</b></p> <p>○買い物弱者対策、地域コミュニティの維持、地域の安全・安心の確保、地域農業振興、高齢者交流サービス等が連携したワンストップの体制を整備する。</p>
<p><b>重要業績評価指標（KPI）</b></p> <p>○宅配、給食、安否確認サービス意向確認件数：200件</p> <p>○安否確認サービス件数：200件 &lt;平成31年度&gt;</p> <p>○認知症サポーター養成数（累積）：930人 （平成26年：675人）</p> <p>○地域活動支援センターやすらぎ月間利用者数：78人 （平成26年：70人）</p> <p>○グループホーム施設数：1か所（平成26年：0か所）</p>	<p><b>今後の展開</b></p> <p>○本事業の実施と運営は、地域住民の大半が出資して設立する「株式会社 道の駅田切の里」が行い、経済的な自立を目指す。</p>	

④ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（平成 28 年度～）

地域再生法に基づく認定を受けた地域再生計画に定められた集落生活圏内において、地方公共団体と連携し、「小さな拠点」の形成に資する事業（地域製品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネスや住民向け生活サービス）を営む株式会社に対して個人が出資した場合に、出資者に対する所得税の控除が受けられる制度であり、平成 28 年度からの 2 年間の特別措置として設けられている。

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制について

中山間地域でのコミュニティビジネスを応援しよう

中山間地域等において、地方公共団体と連携し、地域製品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネスや住民向け生活サービスを営む株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資者に対する所得税の控除が受けられます。



（注） 内閣府等の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑤ 総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）〈抜粋〉

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九 （略）

二十 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二十一～五十六 （略）

五十七 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。

五十八 （略）

五十九 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。

六十～六十八 （略）

六十九 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

七十 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

七十一～九十六 （略）

2 （略）

図表 3-(1)-⑥ 買物弱者対策に関連する総務省の主な施策

【制度、具体的な取組等】

① 過疎対策事業債（平成 12 年度～）

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に基づく過疎地域の市町村に対し、過疎地域自立促進市町村計画に基づき行う事業（買物弱者対策に資する事業も含まれる。）の財源として特別に発行が認められた地方債である。従来、ハード事業のみが認められていたが、平成 22 年度からソフト事業も対象とされた。

【買物弱者対策への活用例】

## 上松町買い物支援事業（長野県上松町）

**事業の概要（事業名：上松町買い物支援事業）**

当町は、典型的な山間地の過疎自治体であり、少子高齢化及び、過疎化に晒されている。商店の減少や高齢化等により発生している買い物困難者の支援を行ったものである。

また、予防医療の観点から健康指導を併催したり、簡易な休憩スペースを設けることにより、地域に交流の場を創出し、住民同士の情報の交換や、互いの安否確認等の場としての利用を促進する。買い物支援を通じたコミュニティ機能の強化を図ることを目的とする。

**事業の内容**

事業主体：上松町  
 事業内容：○上松町買い物支援事業の実施に係る上松町商工会への補助金  
 ・町内の該当地域の集会所において巡回販売  
 ○町保健師による健康指導  
 ○町管理栄養士による栄養指導及び健康レシピの紹介  
 ○社会福祉協議会との連携によるサロン（休憩スペース）の設営及び運営  
 ○小学校との連携による小学生の販売業務体験学習  
 ○地域高齢者を含めた地域住民間の交流（希薄になりがちな人間関係の再構築）

総事業費：	(百万円)	H25	H26
事業費		6.2	6.6
内過疎債		5.9	6.3

（下線事業内容につき、過疎債充当）

**事業の成果・効果**

- 買い物困難地域の一部が解消された。
- 地域内のコミュニティ機能が強化され、地域活動が活性化された。
- 協力団体同士の連携が密になり、以前と比較して組織の枠を跨いだ横断的かつ複合的な活動が容易になった。



**上松町買い物支援事業モデル図**



<小学生の販売体験学習の様子>

<移動販売車（外観・内部）>

○福祉と商業の折合いをつけ、長期に亘る事業継続を実現するか。

・将来的には需要が見込まれるため、事業を継続する必要がある。喫緊の課題として売上げと利用者数の増が課題。

○高齢者福祉、生きがい対策等の事業へ取り込むか。

・高齢化を見据えて、今後、拡大する買い物需要に対応しつつ、高齢者の生きがい対策を事業に取り込んでいく。

○高齢者や子供を地域で支え、守るコミュニティ機能の更なる強化

・希薄になりがちな人間関係の再構築を軸に地域の意識強化を今後も継続して図っていく。

② 地方財政計画・重点課題対応分（平成 28 年度～）

「地域運営組織の運営支援のための経費」及び「高齢者等のくらしを守る経費」（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等に係る所要の経費）について、地方財政計画に計上するものである。

③ 地域振興に関する調査研究の実施（平成 25～27 年度）

次のような調査研究を実施し、その結果をとりまとめ、公表している。

ア RMO（地域運営組織）による総合生活支援サービスに関する調査研究事業（平成 25 年度）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成するコミュニティ組織により生活機能を支える事業主体（地域運営組織（Region Management Organization））が展開する総合生活支援サービスについて検討することを目的とした調査研究事業（モデル事業の実施を含む。）である。その成果等については、「RMO（地域運営組織）による総合生活支援サービスに関する調査研究報告書」（平成 26 年 3 月総務省地域力創造グループ地域振興室）に取りまとめられている。

イ 公民連携・既存ストック有効活用による地域活性化に関する調査研究事業（平成 25 年度）  
地域やコミュニティの活性化のため、公民の連携により、既存ストックを有効活用することを通じて地方都市の「まちなか」を活性化する方策を検討することを目的とした調査研究事業（モデル事業の実施を含む。）である。その成果等については、「公民連携・既存ストック有効活用による地域活性化に関する調査研究事業報告書」（平成 26 年 3 月総務省地域力創造グループ地域振興室）に取りまとめられている。

ウ 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業（平成 26、27 年度）  
地域で暮らす人々が中心となって形成され、小さな自治機能を果たしている「地域運営組織」が抱える課題について検証するとともに、持続的な活動を確保するための方策を検討することを目的とした調査研究である。その成果等については、「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」（平成 27 年 3 月及び 28 年 3 月総務省地域力創造グループ地域振興室）に取りまとめられている。

エ 地域における生活支援サービス提供の調査研究事業（平成 26 年度）  
地域においてコミュニティビジネスを活用しながら生活支援サービスを継続的に展開する取組を調査し、持続可能な課題解決モデルを提案することを目的とした調査研究事業（モデル事業の実施を含む。）である。その成果等については、「平成 26 年度地域における生活支援サービス提供の調査研究事業報告書」（平成 27 年 3 月総務省地域力創造グループ）に取りまとめられている。

オ 公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業（平成 26 年度）、条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業（27 年度）

毎日の買物のための地域住民の集まりから、人や情報の集積・交流により地域活性化につながる、中山間地域の拠点としての新しい「よろずや」づくりの取組についての調査研究である。その成果等については、「「小さな拠点」の形成に向けた新しい「よろずや」づくり（「公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業」報告書）」（平成 27 年 3 月総務省自治行政局地域振興室）及び「平成 27 年度条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業報告書」（平成 28 年 3 月総務省自治行政局地域振興室）に取りまとめられており、その中では、1 軒の店舗で生活に必要な様々な商品を取り扱う「よろずや」の全国各地の事例が紹介されている。

#### ④ 地域おこし協力隊（平成 21 年度～）

地方公共団体が、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱するものである。隊員は、一定期間、地域に居住して地域おこしの支援や住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることとされているが、隊員の活動に要する経費等について、特別交付税により財政支援が行われている。

#### ⑤ 集落支援員（平成 20 年度～）

地方公共団体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱するものである。集落支援員は、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施しているが、支援員の活動経費について、特別交付税により財政支援が行われている。

#### 【買物弱者対策への活用例】（当省の調査結果により把握したもの）

広島県神石高原町は、同町が実施している「神石高原町買物困難者支援及び安否確認事業」において、平成 26 年度から利用者からの利用登録の審査や登録、移動販売受託事業者へのサービス依頼など、事務的な業務において、集落支援員を活用している。

⑥ 「地域力創造アドバイザー」の派遣（平成20年度～）

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家（「地域人材ネット」登録者、通称「地域力創造アドバイザー」）を招へいするものである。総務省において外部専門家に関する情報提供を行うとともに、招へいに必要な経費について、特別交付税により財政支援が行われている。

アドバイザーの中には、自治組織を中心とした買物弱者支援の実践に取り組んでいる者もみられる。

⑦ 地域情報化アドバイザー・ICT地域マネージャー（平成19年度～）

ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、知見・ノウハウ面の支援を強化するため、地域の要請に基づき、総務省から委嘱を受けた「地域情報化アドバイザー」を派遣したり、ICT基盤・システムを利活用して効率的・効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的・技術的ノウハウ等を有する「ICT地域マネージャー」を一定期間にわたり派遣するものである。

（一財）全国地域情報化推進協会のホームページには、地域情報化アドバイザーが支援を実施した地方公共団体などから優良団体を分野別に紹介しており、その中には買物弱者対策を講じたものも含まれている。

【補助金等】

① 過疎地域等自立活性化推進交付金（平成22年度～）

過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための対策や、過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のあるモデル事業（ソフト事業）に交付金を交付するものである。

### 過疎地域等自立活性化推進事業

過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対応するための取組を支援する。

#### 取り組みのポイント

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による対策
- 過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のある事業をモデル的に推進

#### 施策の概要

- (1) 事業主体
- (2) 交付額
- (3) 平成28年度予算額

過疎地域市町村等  
1事業当たり1,000万円以内  
140,000千円

- (4) 対象事業 おおむね以下の分野に該当するソフト事業



- ① 産業振興
- ② 生活の安心・安全確保対策
- ③ 集落の維持・活性化対策
- ④ 移住・交流・若者の定住促進対策
- ⑤ 地域文化伝承対策
- ⑥ 環境貢献施策の推進

【買物弱者対策への活用例】

## 高齢者の生活を守る買い物支援バス実証運行事業

### 概要

- 公共交通サービスの低下（公共交通の人口カバー率65%、限られたバスの運行本数）
- 商店の廃業（中心部への外出の必要性）
- 高齢者の社会的孤立（一人暮らし高齢者）

✓外出が困難な高齢者の増加、社会的孤立が懸念される  
✓無理して車を運転し続ける高齢者も多く、安全面が懸念される

外出が困難な高齢者等の社会的孤立を防ぎ、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるように、外出支援、商品の宅配、安否確認等を一体型で行う買い物支援バスの実証運行を実施し、高齢者等の日常生活の支援対策を構築する

### 事業の内容

- ① 高齢者等支援会議の設置：福祉、商工関係、住民が一体となり、生活用品の購入、宅配、みまもり（安否確認）等について、一体的な対策を検討、構築
- ② 住民実態・意向調査：高齢者の移動ニーズ、移動手段等の把握のための、アンケート調査を実施し、その分析結果を反映させた利便性の高い運行計画の検討
- ③ 運行システムの構築：利用者の登録、申込み受付、運行計画、商品宅配、安否確認等の多様なサービスを統合した運行システムを構築
- ④ 実証運行(H27.9～H28.3)：5地域に運行区域を設定し、地域あたり週1回ずつ、平日午前中の買い物支援のための送迎バスを運行。午後は、商品の宅配、見守りサービス(安否確認)を実施
- ⑤ 運行車両の購入：10人乗りのワゴン車を1台購入

**総事業費 10.1百万円**

### ポイント

- 住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるように、高齢者等の日常生活の支援対策及び見守りサービス(安否確認)等を行う事により、高齢者が生きがいを持ち、安心・自立した生活をおくることができる
- 日中の高齢者限定のドアツードアの外出支援(買い物支援)を実施。運行日や地区を限定した運行の工夫
- 外出支援(買い物支援)、商品宅配、安否確認をセットで行うことで効果的な持続できるサービスを実施

### 事業の成果

**<利用実績>**

- ・買い物支援の9～3月までの稼働日数129日
- ・延べ利用者数283人（登録者30人）
- ・利用者数は増加傾向
- ・見守りサービスは延べ100人回の見守りを実施（対象者50人）

**<買い物支援バスの利用の声>**

- ・利用者の半数以上が外出機会が増えた
- ・9割近くが生活が便利になったと回答

**<期待される効果>**

- ・外出促進による地域内コミュニケーション活性化
- ・引きこもりによる身体機能低下の防止、及び孤立の防止
- ・安否確認による孤立高齢者世帯の事故等の防止

### 青森県陸ヶ沢町

○人口10,899人  
高齢者4,065人  
高齢化率37%  
一人暮らし高齢者1,639人  
(H27.3末住基人口)

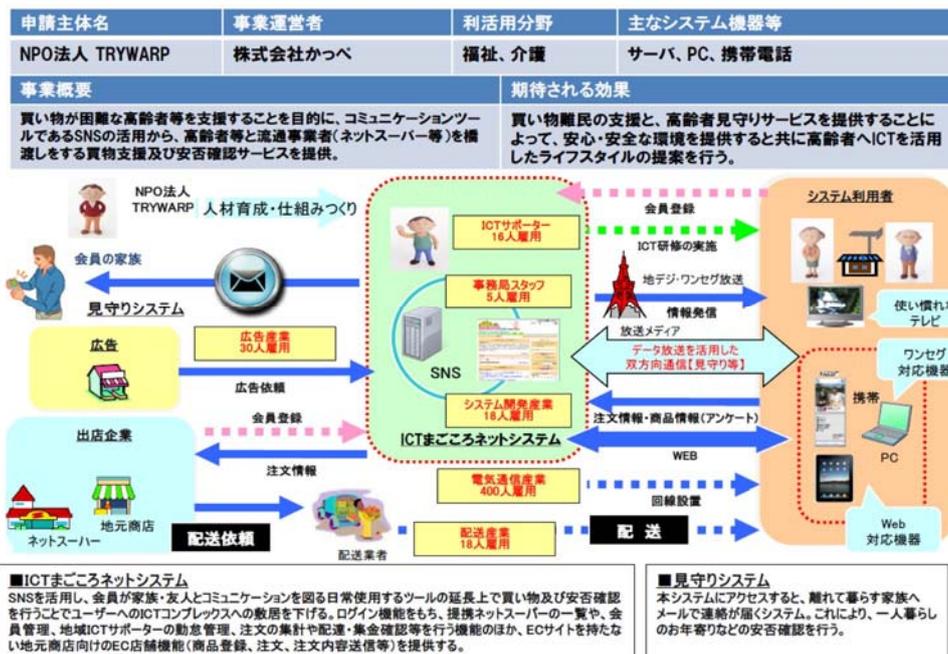
② 地域雇用創造ICT絆プロジェクト補助金（平成 22、23 年度）

地域に根ざした雇用創造を推進するため、公共サービス分野及び地場産業分野においてICTの利活用により、地域課題の解決の実現とともに地域雇用の創出、地域人材の有効活用を図る取組に補助金を交付するものである。

【買物弱者対策への活用例】

SNSと地デジ・ワンセグデータ放送を活用した「高齢者等買い物弱者」支援事業・イメージ詳細図

NPO法人 TRYWARP



③ 地域ICT利活用広域連携事業補助金（平成22～24年度）

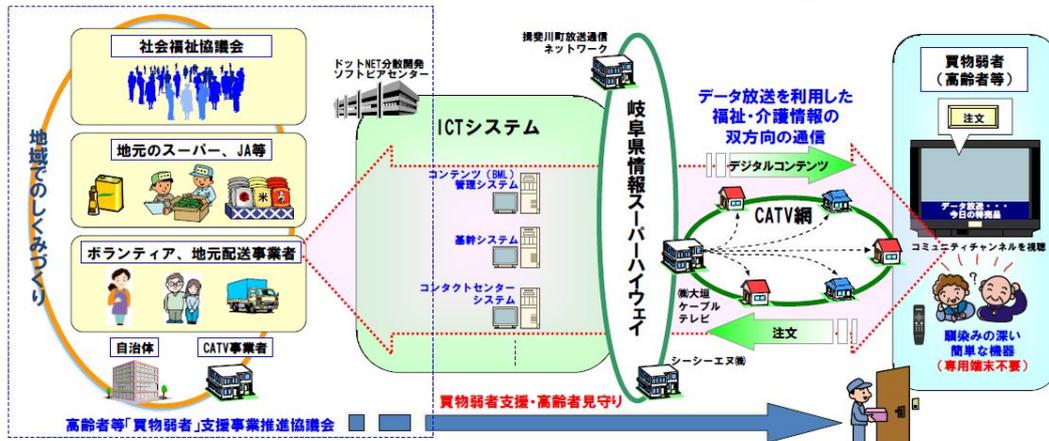
複数の地方公共団体が広域連携しつつ、NPO等をはじめとする地域ICT人材を効果的育成・有効活用することにより、効率的なICT利活用に資する取組を委託事業として実施するものである。

【買物弱者対策への活用例】

高齢者等「買物弱者」支援事業・イメージ詳細図

NPO法人 ドットNET  
分散開発ソフトピア・センター

実施団体名	運営主体	利活用分野	主なシステム機器等
NPO法人 ドットNET 分散開発ソフトピア・センター	NPO法人 ドットNET 分散開発ソフトピア・センター	福祉・介護	サーバ、パソコン、ネットワーク機器等
事業概要		期待される効果	
<p>少子高齢化、核家族化の急速な進行により高齢者世帯が増加する中、本事業では福祉・介護等に関連する情報をデジタルコンテンツ化し、特別な情報機器を導入することなく誰にでも使い慣れたテレビを媒体として、双方向の通信を実現するICTシステムを導入し、これを活用して、地域全体で買物弱者を支援・高齢者見守りのしほみを再構築することで、地域福祉・介護サービスの向上を図ります。</p>		<p>地域福祉・介護サービス(買物弱者(※)対策、見守り等)が向上し、高齢者などが安心して暮らせる地域(まち)を実現するほか、既存の情報基盤の有効活用、人材の活用による雇用確保、地元ICT産業の活性化も期待されます。 ※流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物に困難な状況に置かれている人々(経済産業省「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」より)</p>	



<p><b>■ 基幹システム</b> 本事業を運営する上で必要な情報(高齢者情報、商品など)を管理するシステム。これにより情報が一元的に管理され、円滑な業務運営が可能とする。</p>	<p><b>■ コンテンツ(BML)管理システム</b> 提供コンテンツの管理や高齢者からの通報・注文情報の連携を行うシステム。これにより、誰でも簡単に情報を取得したり注文したりすることが可能となる。</p>	<p><b>■ コンタクトセンターシステム</b> 介護福祉関係者や買物弱者からの問合せ/注文のための情報管理システム。これにより関係者や買物者との円滑で高度なコミュニケーションを実現する。</p>
---	--	---

④ ICTまち・ひと・しごと創生推進事業（平成26年度～）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、ICTの一層の利活用により、農業、医療、防災など各分野で地域が直面する課題解決に貢献し、各地域の産業や行政の効率化、生産性向上を通じて地域の活性化に資するために行う事業であって、

ア これまで全国において実施してきたICTを活用した街づくり(注)の成果事例、地域情報化大賞において表彰された成果事例を活用し、これらの成果事例において構築したシステムの「横展開」や、自立的・持続的な推進体制の整備等を通じて、各分野で地域が直面する課題解決に貢献するとともに、地域の活性化に資するもの

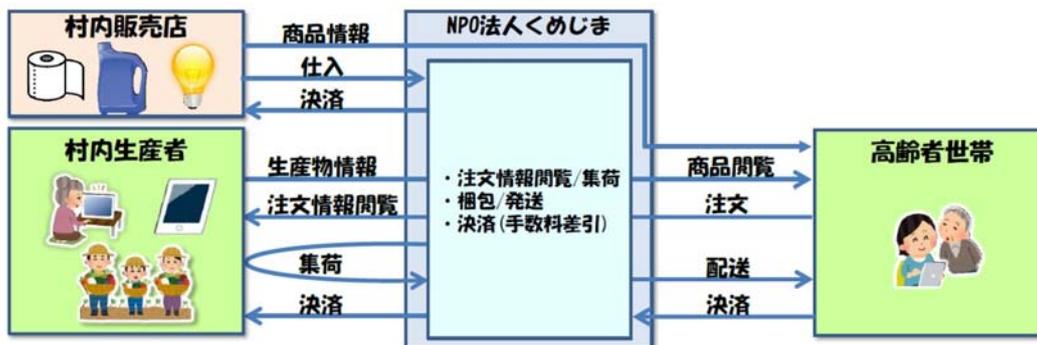
イ ICTの利活用を推進し、企業活動変革による地域の業務の効率化や、地域拠点の活用などを通じて、地域の産業の効率化や生産性向上に貢献するとともに、地域の活性化に資するものについて補助金を交付するものである。

(注) ICT街づくり推進事業(平成24～26年度)によるもの

【買物弱者対策への活用例】

地産地消システムを活用した高齢者買い物支援プロジェクト

実施団体	沖縄県久米島町
実施地域	沖縄県久米島町
事業概要	ICTを活用した買い物支援(奈良県葛城市)の横展開に向けて、久米島町におけるICT街づくりの成果である「地産地消システム」を活用した高齢者買い物支援の仕組みを構築し、高齢者の利便性向上や地産地消の推進を図る。



ICTによる地方創生⑧(奈良県葛城市)【健康支援・買い物支援】

ICカードを活用した健康支援・買い物支援

課題

- ✓ 奈良県葛城市では、公共交通機関が不便な地域が多いことに加えて、高齢化の進行により買い物困難者数が増加。

実証内容

- ✓ 地元公民館等にタブレット端末を設置し、高齢者を中心とした240名にICカードを配付。タブレット端末にICカードをかざすだけで、健康支援・買い物支援等の多様なサービスを利用できるシステム(ポータルサイト)を構築。
- ✓ 当該システムにより、①身につけている活動量計から健康状態を把握し、②健康状態に合わせたレシピを提示したうえで、③ネットスーパー上でレシピに合わせた商品の購入をお勧めする、というサービスを実施。

効果

- ✓ 3ヶ月間の実証期間において、延べ753名(うち高齢者738名)が健康支援サービスを利用し、そのうち79名(うち高齢者75名)が買い物支援サービスを利用して商品を購入。
- ✓ 利用頻度の高い方においては、買い物支援サービスを週1回程度利用し、1回当たり平均6,100円分の商品を購入。

奈良県葛城市は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H25年度)を実施。



市民コンシェルジュが対面でサービス利用者をサポート



公民館に設置されているタブレット端末にICカードをかざしてポータルサイトにログイン



ポータルサイトを通じて買い物支援等の多様なサービスを利用可能

(注) 総務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑦ 厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）＜抜粋＞

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三～八十 （略）

八十一 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

八十二～八十九 （略）

九十 老人の福祉の増進に関すること。

九十一 老人の保健の向上に関すること。

九十二 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関すること。

九十三 介護保険事業に関すること。

九十四～百一 （略）

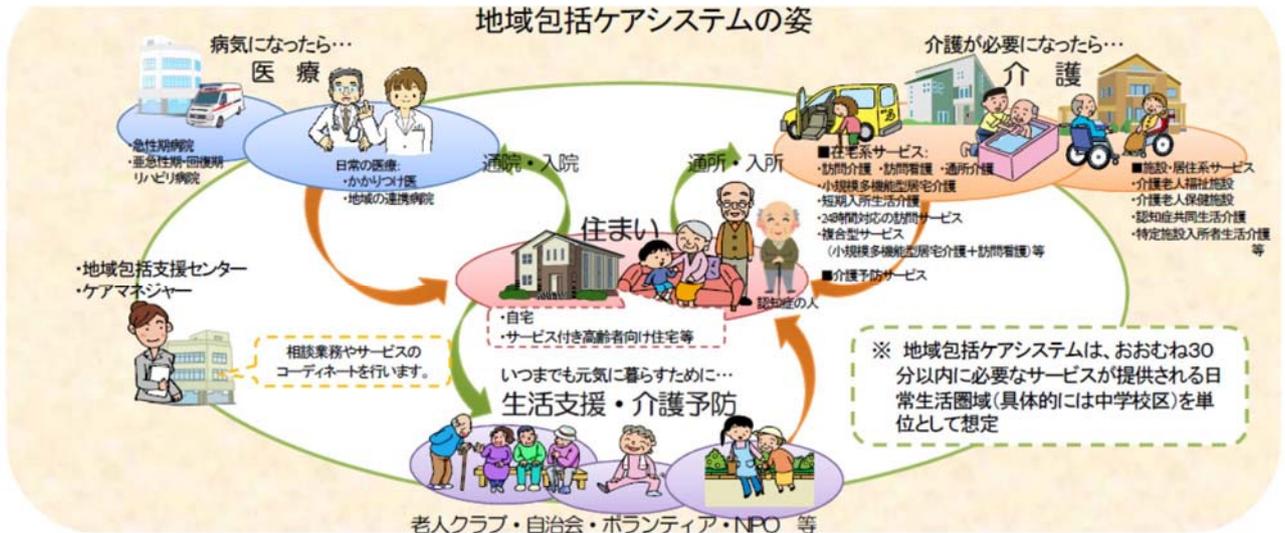
2～3 （略）

図表 3-(1)-⑧ 買物弱者対策に関連する厚生労働省の主な施策

【制度、具体的な取組等】

① 地域包括ケアシステムの構築

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現することを目指している。地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定され、「介護・リハビリテーション」、「医療・看護」、「保健・予防」、「福祉・生活支援」、「住まいと住まい方」という五つの構成要素（分野）から成り立っており、この「生活支援」の中に、買物弱者対策に資する取組も含まれ得る。



また、老人保健事業推進費等補助金に基づく各種事業によって、過疎地域の実態に即した地域包括ケアシステムの実現に向けた手法や、生活支援サービスのコーディネート機能の考え方等に関する調査研究、地域包括ケアシステムの好事例集の作成等が行われている。これらの中では、移動販売や買物ツアーの実施等の取組も紹介されている。

② 認知症施策推進総合戦略

団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を関係11府省庁と共同で策定している（平成27年1月27日）。この中では、基本的な施策の柱の一つとして「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」を掲げ、買物などの家事支援、配食サービス、買物弱者への宅配サービス等の提供等を支援することを規定している。

「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（平成27年1月27日）＜抜粋＞

第2. 具体的な施策

5. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

【基本的考え方】

生活の支援（ソフト面）、生活しやすい環境（ハード面）の整備、就労・社会参加支援及び安全確保の観点から、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進する。

## (1) 生活の支援

- 一人暮らし高齢者や夫婦二人のみ世帯が増加する中で、例えば、買い物、調理、掃除などの家事支援サービス、配食サービス、外出支援サービス、買物弱者への宅配サービスの提供等を支援する。

厚生労働省のホームページにおいて公表されている「認知症施策推進総合戦略に係る平成 27 年度当初予算案」には、上記の「家事支援、配食支援、外出支援、買物弱者への支援」に関する施策として、総務省の地域おこし協力隊や集落支援員による人材の活用施策、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業、厚生労働省の生活支援体制整備事業、農林水産省の移動販売・小型店舗の開設・宅配サービス等の検討支援（食料品アクセス環境改善対策事業）、経済産業省の買物弱者対策のための支援（買物環境整備促進事業）等が掲載されている。

## 【補助金等】

### ① 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業）（平成 21～26 年度）

介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等により都道府県に造成された基金を活用して行う特別対策事業として、「地域支え合い体制づくり事業」がある。これは、地方公共団体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対するモデル的な助成を行うものである。

同事業は、地域における高齢者等の支援を行うNPOの立ち上げ支援等に活用でき、買物弱者対策としては、買物代行や買物付添いなどを行う活動にも活用し得る。

## 地域支え合い体制づくり事業の事業内容(例)

### 1 地域の支え合い活動の立ち上げ支援

#### (1) 地域における高齢者等の支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援

地域における市民活動として高齢者、障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、NPO法人等の設立手続や事務所立ち上げ時の初度経費等に対する支援を行う。

#### (2) 先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援

徳島県上勝町における「葉っぱビジネス」に代表される、地域資源を軸として高齢者等が地域において活躍できる事業や、障害者を活用した高齢者に対する福祉サービスの実施など地域において共に支え合う事業等の実施を支援するため、起業にあたってのアドバイスや立ち上げ時の初度経費等に対する支援を行う。

#### (3) 地域の支援が必要な者とそのニーズの情報を基にした要支援者マップの作成等

地域の高齢者等の支援が必要な者・家族等とそのニーズの把握調査で得た情報をもとに、要支援者のマップ・台帳の作成と、行政、介護、医療機関等の日常的な連絡調整や情報交換により、支援が必要な者の情報共有するネットワークの整備を図る。

#### (4) 企業やボランティアとの連携体制の構築支援

行政や地域の社協等を中心として、企業やボランティアが参画するネットワークの構築により、各企業の社会貢献活動や地域のボランティア活動について共通理解を深めるとともに、各団体における新たな取組みへの示唆を図る。

#### (5) 地域包括ケアのための介護と医療の連携体制の整備

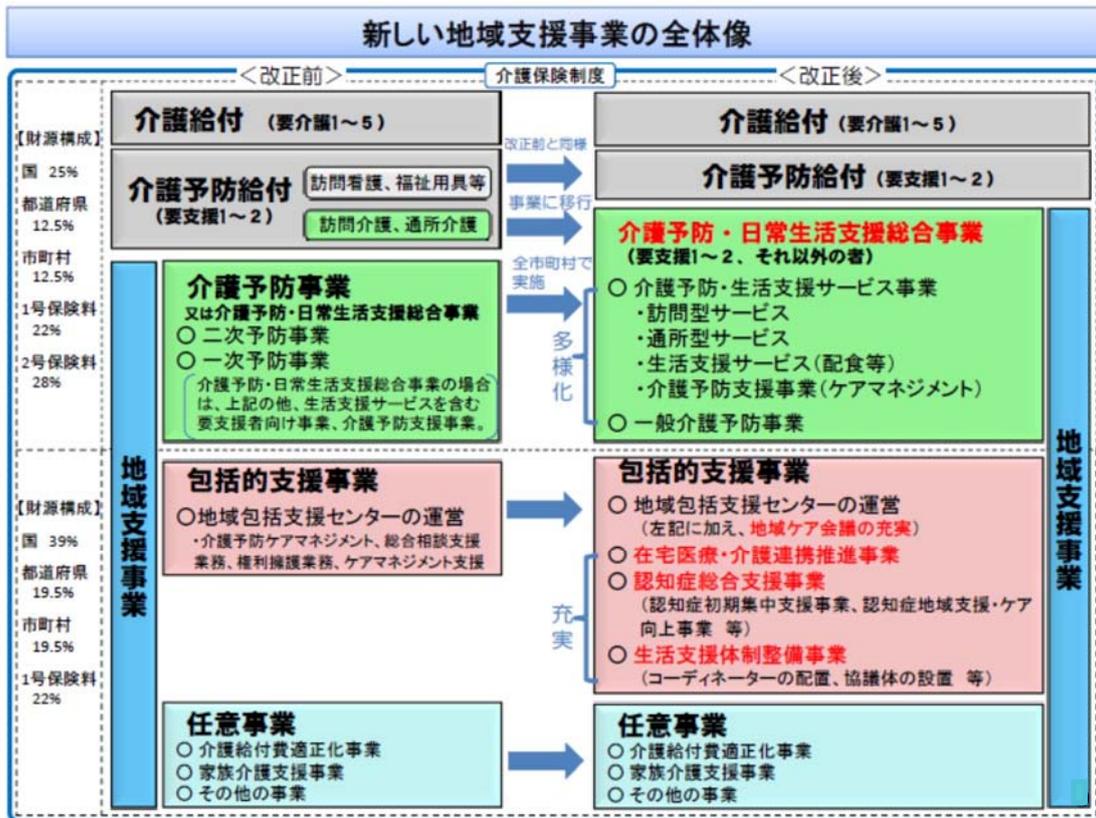
訪問介護と訪問看護が一体的に提供できるよう、訪問介護事業所と訪問看護事業所等を同一事務所として体制整備する場合の初度経費を支援する。

(6) 徘徊・見守りSOSネットワークの構築

認知症高齢者の徘徊に対応するために、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護のためのネットワークづくりを進める。

② 地域支援事業

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」を行うものとされている（介護保険法第115条の45第1項）。



この「介護予防・日常生活支援総合事業」を構成する事業である「介護予防・生活支援サービス事業」では、「その他の生活支援サービス」として、配食サービスや買物支援などを実施することができる。

## 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
  - ① 要支援認定を受けた者
  - ② 基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

### (2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

また、市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業等のほか、地域支援事業として、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を行うことができ(いわゆる「任意事業」)、これにより、配食サービスなど買物弱者対策に資する取組も実施されている。

## 地域支援事業における任意事業の概要

### ○事業の目的

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行う。

### ○事業の対象者

被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村が認める者。

### ○事業の内容

地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能であり、具体的には以下に掲げる事業を対象。

#### 介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施。

#### 【主要介護給付等費用適正化事業】

- ① 認定調査状況チェック
- ② ケアプランの点検
- ③ 住宅改修等の点検
- ④ 医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤ 介護給付費通知

#### 【その他】

- ⑥ 給付実績を活用した分析・検証事業
- ⑦ 介護サービス事業者等への適正化支援事業

#### 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施。

- ① 介護教室の開催  
要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした教室の開催
- ② 認知症高齢者見守り事業  
地域における認知症高齢者の見守り体制の構築
- ③ 家族介護継続支援事業  
家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減
  - ア 健康相談・疾病予防事業
  - イ 介護者交流会の開催
  - ウ 介護自立支援事業
    - ・ 家族を慰労するための事業(慰労金)
    - ・ 介護用品の支給(H26年度に実施している保険者のみ)

#### その他の事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施。

- ① 成年後見制度利用支援事業
- ② 福祉用具・住宅改修支援事業
- ③ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業
- ④ 認知症サポーター等養成事業
- ⑤ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業
- ⑥ 地域自立生活支援事業
  - ア 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業
  - イ 介護サービスの質の向上に資する事業
  - ウ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業(配食・見守り等)
  - エ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業

③ 安心生活創造事業（平成 21～26 年度）

介護保険サービスなどの既存の公的サービスの対象とならない状態であるが一人暮らしなどで日常的な家族のサポートを得られない高齢者が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援（悲惨な孤立死などを予防するための見守り・買物支援）が必要な者を対象に、3原則（①基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する、②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる、③それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む）に基づき実施する事業について、国（厚生労働省）がその費用の一部を補助するものである。

当該事業は、平成 21 年度から 23 年度までの間に全国 58 の地方公共団体においてモデル事業として実施され、その効果を検証し、全国へ先駆的取組として情報発信などを行うこととされていたことから、厚生労働省は、平成 24 年 8 月に「安心生活創造事業成果報告書」を取りまとめている。

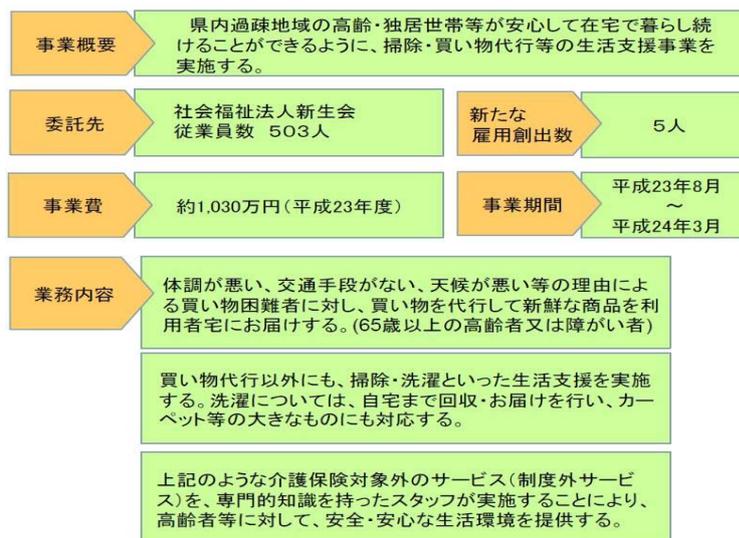
④ 雇用対策事業（平成 20～28 年度）

地域の雇用失業情勢が厳しい時期において、離職を余儀なくされた方の雇用機会を創出するため、国の交付金等により都道府県に基金を造成し、地方公共団体が当該基金を活用し、民間企業等に事業委託し、又は地方公共団体が直接事業を実施し、当該受託者又は直接事業を実施する地方公共団体が求職者を新たに雇い入れることにより、雇用を創出する事業である。当該基金を活用して実施された事業の中には、買物弱者対策に資する取組が行われたものもある。

【平成 23 年度以降に実施された雇用対策事業（震災対応事業を除く。）】

- ・ ふるさと雇用再生特別基金事業（平成 20～24 年度）
- ・ 起業支援型地域雇用創造事業（平成 24～26 年度）
- ・ 重点分野雇用創出事業（平成 21～25 年度）
- ・ 地域人づくり事業（平成 25～28 年度）

【買物弱者対策への活用例】（ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した事業）



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑨ 農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）〈抜粋〉

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九 （略）

十 食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。

十一 食品産業その他の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関すること。

十二～十三 （略）

十四 農畜産物（蚕糸を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

十五～三十七 （略）

三十八 農山漁村及び中山間地域等（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第三十五条第一項に規定する中山間地域等をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三十九 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の豪雪地帯をいう。）の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関すること。

四十一～八十七 （略）

2 （略）

図表 3-(1)-⑩ 買物弱者対策に関連する農林水産省の主な施策

【制度、具体的な取組等】

- ① 「食料品アクセス（買い物弱者・買い物難民等）問題ポータルサイト」（平成 24 年度～）

全国の地方公共団体や事業者が食料品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、平成 24 年度から、食料品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報を掲載した「食料品アクセス（買い物弱者・買い物難民等）問題ポータルサイト」（[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku\\_akusesu.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html)）を開設している。

このサイトでは、次のような情報が掲載されている。

  - i 食料品アクセス（買い物弱者等）問題の現状
    - ・ 全国の市町村による対策の取組状況等を調べたアンケート調査結果（後述②）
    - ・ 各地の買物困難者の人口割合を地図上にマッピングした「食料品アクセスマップ（農林水産政策研究所）」等、研究機関等による食料品アクセス問題に関する研究報告等（後述③）
  - ii 食料品アクセス（買い物弱者等）問題への取組方法
    - ・ 買物弱者支援の方法を解説した「農山漁村の買物支援マニュアル」等
  - iii 食料品アクセス（買い物弱者等）問題の取組事例
  - iv 企業・団体による全国を対象とした買物支援の取組事例
  - v 地方公共団体等が作成した買物支援の冊子やパンフレット
  - vi 関係府省、地方公共団体等による補助事業等の様々な支援施策
  - vii 食料品アクセス（買い物弱者等）問題関連の関係府省リンク
- ② 食料品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査（平成 23 年度～）

食料品アクセス問題に対する市町村の取組状況等を把握するため、地方農政局等を通じ、全国の市区町村を対象に毎年、アンケート調査を実施し、その結果を公表している。
- ③ 食料品アクセス問題に関する調査研究

農林水産政策研究所において、次のような調査研究等を実施し、取りまとめている。

  - i 「食料品アクセスマップ」（平成 25 年 6 月更新）

食料品アクセス問題が日本のどこで生じているのかを全国的に把握するため、GIS（地理情報システム）を活用し、2分の1地域メッシュ（約 500m 四方の区画）ごとに、生鮮品販売店舗への徒歩でのアクセスが困難である人口割合を推計した「食料品アクセスマップ」を作成している。
  - ii 食料品アクセス問題と高齢者の健康（平成 26 年 10 月）

現在の傾向が継続した場合の食料品アクセスに困難が想定される人口の推計や、食料品アクセスが高齢者の食品摂取の制約となる可能性及び高齢者の健康に及ぼす影響等について、分析している。
  - iii 食料品アクセス問題の現状と対応方向（平成 24 年 3 月）

食料品アクセス困難人口についての地域ごとの推計、全国レベルでの分析等を行っている。
- ④ 「農山漁村の買物支援マニュアル～地域の買物支援対策モデル～」（平成 24 年 3 月）

食料品アクセス問題の解決に取り組みたい者が、取組の進め方の手順を分かりやすく示したマニュアルとして、「農山漁村の買物支援マニュアル～地域の買物支援対策モデル～」を作成し、公表している。
- ⑤ 暮らしを支える活動に取り組む組織に関する実態調査アンケート（平成 25 年度）

地域の住民が中心となって、コミュニティバスの運行や弁当配達・給配食、買物支援等の生活支援サービスや高齢者福祉サービスなどの「暮らしを支える活動」に取り組む組織を立ち上げ、運営

している事例がみられるようになってきていることから、総務省と共同で、全国の市区町村にアンケート調査を実施し、取組主体（組織の形態）や取組内容等について把握している（平成26年度は総務省が単独で実施。）。

【補助金等】

① 食料品アクセス環境改善対策事業（平成26～28年度）

食料品アクセス問題を抱える地域ごとに、流通事業者、地方公共団体及び地域住民等による協議会を結成し、効果的な対策等を導入するための検討を補助事業として実施するものである。その成果等は、「買い物困難者対策スタートブック」として取りまとめられ、公表されている。

② 食と地域の交流促進対策交付金（平成23、24年度）

食を始めとする農山漁村の豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの自立的・継続的な都市農村交流や地域づくりの取組を支援するため、集落等が行う事業を実施するために必要な経費の一部について、国（農林水産省）が交付金を交付するものである。

交付事業のうち、「食と地域の交流促進集落活性化対策」においては、国が定めた10種類のメニューから選択して集落等が取組を実施しており、「生活条件確保」（買物の場・交通手段・高齢者見守り等の生活条件の確保に必要な取組）もメニューの一つに掲げられ、支援対象となっている。



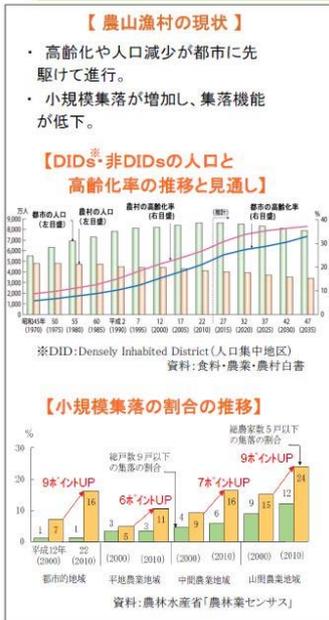
③ 農村集落活性化支援事業補助金（平成27年度）

住民が主体となった地域の将来ビジョン作成、地域活性化のコーディネーターの育成、地域住民の意識改革を行うための先進地視察・セミナー参加等及び農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織（集落営農組織等）を活用した、地域の維持・活性化に必要なサービス

(農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等)の提供が可能な体制の構築を支援するため、市町村を含んで構成される地域協議会が実施するこれらの取組について、国(農林水産省)がその費用の一部を補助するものである。

### 農村集落活性化支援事業

- 農村地域においては、人口減少・高齢化が都市に先駆けて進行し、単独で農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が増加。
- このため、集落機能の低下により農地の管理が難しくなっている地域において、地域全体の存続を図るための将来像の構想を策定するとともに、集落間の連携によって互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る取組に対して支援することにより、農村集落の活性化を推進。



このような地域の実現に向け、できるところから取組を進めていく

**【農林水産省の支援策の概要】 1地区当たり上限1,000万円**

- 1. 住民が主体となった地域の将来ビジョン作成**
  - ・ 住民間の徹底した話し合いを行う。その際、必要に応じ、専門知識をもったアドバイザーがコーディネートするワークショップを開催。
  - ・ 地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための先進地視察、セミナー参加等を実施。
  - ・ 地域の将来像を構想するために必要なビジョンを作成。
- 2. 地域全体の維持・活性化を図るための体制構築**
  - ・ 農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織(集落営農組織等)を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービス(農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等)の提供が可能な体制を構築。

④ 都市農村共生・対流総合対策交付金(このうち、集落連携推進対策)(平成27年度)、農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)(28年度)

複数の集落、市町村、NPO等の多様な主体が連携して形成する集落連合体に対し、農山漁村の持つ資源を観光、教育、福祉等に活用する地域の活動を総合的に支援するため、これらが行う取組について、国(農林水産省)がその費用の一部を補助するものである。

買物弱者対策としては、農産物の庭先集荷や地域内外への食材の供給・配達と組み合わせた配食サービス等の取組等が支援の対象となり得る。

# 都市農村共生・対流総合対策交付金の創設

(旧小学校区単位)

(全国・都道府県単位)

## 集落連携推進対策

〔地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な体制整備、自立的活動の後押し〕

### ■活力アップ重点地域

(中山間地域、離島など)

- 子ども農山漁村交流
- 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム
- 自然・景観を生かした美しいむらづくり
- 集出荷などを通じた地域内外の連携
- 定住・集住等の環境整備
- 市民と連携した農業被害の防止

### ■自立発展可能地域

(平場農業地域など)

- 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム
- 農山漁村における大学・企業等の研修
- 「食」の提供などを通じた学校・企業等との連携
- ITを活用した消費者とのネットワークづくり
- 「農」を活用した医療・福祉との連携
- 地域提案活動

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額（上限800万円/地区、中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区）

## + 人材活用対策

〔地域の手づくり活動の推進に必要な人材の確保〕

- 外部人材・都市の若者の受入と活用・育成

・外部人材や都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（上限250万円/地区）

## + 施設等整備対策

〔地域の手づくり活動に必要な施設の補修等〕

- 観光、教育、健康等の地域活性化や暮らしの安心に必要な施設等

・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等（上限2,000万円/地区等）

## 広域ネットワーク推進対策

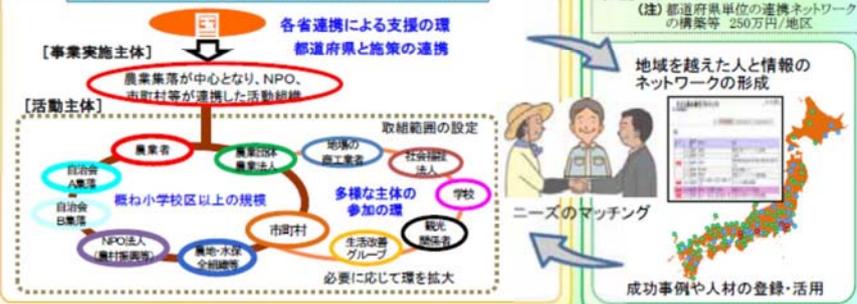
〔地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信〕

- 地域を越えた人と情報のネットワークの形成
- 都市と農山漁村、大学、福祉団体、学校等とのマッチング
- アドバイザー等の派遣
- 都道府県単位の啓発・普及

・専門家による相談会の開催等

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県(社)等
  - 実施期間：5年間
  - 補助率：定額
- (注) 都道府県単位の連携ネットワークの構築等 250万円/地区

### 集落連合体による事業の実施(旧小学校区単位)



(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑪-ア 経済産業省設置法（平成 11 年法律第 99 号）〈抜粋〉

<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 経済産業省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。</p> <p>五～十 (略)</p> <p>十一 地域における商鉦工業一般の振興に関すること。</p> <p>十二～三十九 (略)</p> <p>四十 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。</p> <p>四十一～五十六 (略)</p> <p>五十七 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第四条に規定する事務（中略）</p> <p>六十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき経済産業省に属させられた事務</p> <p>2～3 (略)</p>
---

図表 3-(1)-⑪-イ 中小企業庁設置法（昭和 23 年法律第 83 号）〈抜粋〉

<p>(所掌事務等)</p> <p>第四条 中小企業庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 中小企業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること。</p> <p>三 中小企業の新たな事業の創出に関すること。</p> <p>四～八 (略)</p> <p>九 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関すること。</p> <p>十～十三 (略)</p> <p>2～9 (略)</p>
---

図表 3-(1)-⑫ 買物弱者対策に関連する経済産業省の主な施策

【制度、具体的な取組等】

- ① 「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」(平成 21 年 11 月～23 年 5 月)

流通事業者等を中心とした民間事業者等と地方公共団体等が連携して持続的に行う地域の課題に対応する事業(宅配、移動販売、地域のコミュニティ活動との連携等)について、「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」を開催し、検討を行っている。

同研究会では、買物弱者の増加等の問題を解決するためには、流通事業者や地方公共団体等の地域の主体が連携して事業を実施することが重要であるとの結論に至り、こうした地域の主体の連携による取組を進めていくため、関係府省が協力しながら、国が取り組むべき点として、①官民連携ガイドラインの策定、②セミナーや協議会の開催を通じた普及・啓発を提言した「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書～地域社会とともに生きる流通～」(平成 22 年 5 月)を取りまとめ、公表している。

また、同研究会の主催で、同研究会で検討された内容や課題、今後の展開等について、広く社会に周知するためのセミナーを全国 3 か所で開催している。
- ② 「買い物弱者応援マニュアル」(平成 22 年 10 月、23 年 5 月、27 年 3 月)

地域生活インフラを支える流通のあり方研究会の提言(官民連携ガイドラインの策定)を受け、平成 22 年 10 月に、先進事例集と買い物弱者を継続的にサポートし続けるために参考になると考えられる工夫ポイントを内容とする「買い物弱者(買い物難民)応援マニュアル～買い物弱者問題を解決する 20 の先進事例と 7 つの工夫ポイント～」を取りまとめ、公表している。

その後、平成 23 年 5 月に新たな四つの先進事例と国・地方公共団体の支援制度等の情報を追加した第 2 版を、27 年 3 月に第 3 版を公表している。
- ③ 買い物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査(平成 26 年度)

買い物弱者問題についての先行研究や事例を精査し、問題の実態と課題・対応策を整理することで問題の解決を促進する目的で、委託事業として「買い物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査」を実施した。

同事業では、地方公共団体の協力を得て、買物に困難を抱える地域の実態と課題を整理し、解決策について検討する意見交換会を実施したほか、調査結果の説明やディスカッションを内容とするシンポジウムを全国 9 か所で開催し、最終的な調査結果を、「買い物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査報告書」として取りまとめ、公表している。
- ④ 地方公共団体における買い物弱者支援関連制度一覧の取りまとめ、公表(平成 24 年度～)

毎年度、地方経済産業局を通じて地方公共団体の商工系部局に照会して取りまとめた「地方公共団体における買い物弱者支援関連制度一覧」を公表している。
- ⑤ 地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定及びこれに基づく支援

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成 21 年法律第 80 号。以下「地域商店街活性化法」という。)に基づき、商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣による商店街活性化事業計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する支援を行い、商店街の活性化を図っている。

地域商店街活性化法第 3 条第 1 項の規定に基づき、商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、商店街活性化事業に関する事項並びに商店街活性化支援事業に関する事項等を定めた「商店街活性化事業の促進に関する基本方針」では、「商店街は、(中略)地域の中小小売商業や中小サービス業を振興するという経済的機能を有するだけでなく、地域住民の生活利便や消費

者の買物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能をも有する存在である。」として、商店街振興組合等が策定して国の認定を受ける「商店街活性化事業計画」に基づく商店街活性化事業について、「例えば、(中略) 宅配・買物支援サービスの実施、(中略) などの地域住民の利便に寄与する取組(中略)は、これらが地域住民のニーズを踏まえており、かつ、商店街の活性化が見込まれるものであれば、商店街活性化事業となり得る。」としている。

認定商店街活性化事業計画は、平成 27 年度末で 115 件あり、この中には、買物代行、宅配、出張・移動販売、買物バスの運行等の取組を含んでいるものがみられる。

#### ⑥ 商店街実態調査

中小企業庁(経営支援部商業課)では、商店街の最近の景況や空き店舗の状況、商店街が抱える課題など商店街の実態をアンケート調査により明らかにし、今後の商店街活性化施策の基礎資料とすることを目的として「商店街実態調査」を委託事業により実施している(昭和 45 年に開始され、平成 27 年度調査が 12 回目。平成 27 年度調査では、全国 14,655 の商店街から 8,000 を抽出してアンケートを実施、有効回答数 3,240 件(40.5%)。)

これによると、平成 27 年 11 月 1 日現在、「電話・FAX による商品の宅配、買物代行」に取り組んでいる商店街は全体の 4.3%、実施を検討中の商店街は全体の 8.0%となっている。

#### ⑦ (株)全国商店街支援センターによる商店街よろず相談アドバイザー派遣事業の実施

中小企業関係 4 団体(全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会)が出資し、地域商業の活性化を目指し、地域商店街活性化法認定支援事業、商店街よろず相談アドバイザー派遣事業などの商店街支援(研修実施、専門家の派遣、人材育成、セミナー・イベント開催、情報・ノウハウ提供等)を行う「(株)全国商店街支援センター」を設立している。

このうち、「商店街よろず相談アドバイザー派遣事業」は、商店街からの要請に応じ、「商店街よろず相談アドバイザー」を現地に派遣して、①商店街活性化のための一般相談及びアドバイス(課題抽出、現状分析、具体策等の検討)、②活性化の企画等のアドバイス(共同宅配サービスなどを含む。)等を行うものである。

#### ⑧ ミラサポ

中小企業・小規模事業者とその支援を行う支援機関や専門家のためのインターネットサービスとして「ミラサポ」を運営している(委託事業)。ミラサポでは、全国の事業者・専門家などが参加するコミュニティでの交流(要会員登録)のほか、中小企業・小規模事業者向け補助金の検索機能(目的別・地域別等で検索可能)等が設けられており、買物弱者対策に資する取組に活用し得る補助事業等も検索できる。

#### 【補助金等】

##### ① 中心市街地再生事業費補助金(このうち、買物環境整備促進事業)(平成 26 年度)

地域住民の買物に関する利便性向上につながる取組を継続的に行う事業に対し、国(経済産業省)がその費用の一部を補助するものである。特に、①採算性を確保するための具体的な工夫や、他の事業者等との連携により実施する、②地元地方公共団体、住民団体、地域住民等の関係者が積極的に参加・協力するという特徴があり、持続可能性の高い事業を優先的に選択している。

# 中心市街地再生事業費補助金

平成26年度補正予算額 **22.0億円**

高務流通保安グループ 中心市街地活性化室  
03-3501-3754  
高務流通保安グループ 流通政策課  
03-3501-1708

### 事業の内容

**事業目的・概要**

- 市町村が策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する地域の中心市街地活性化に必要な施設の改修・リノベーション（例：集客力向上のための街並や景観の統一）等、雇用や地域の消費活性化に対して即効性が期待できる事業であって、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させる事業に絞って支援します。
- 過疎地対策やコンパクトシティ化を進める中で不可欠となる買物弱者対策について、一刻も早い全国展開を図るための支援モデルを早期に構築します。

**成果目標**

- 中心市街地の歩行者通行量を20%以上増加させ、経済活力の維持・向上を目指します。
- 買物弱者対策に関する事業については、5年後の継続率を80%とし、補助事業者が設定する利用者数の維持・向上を目指します。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

【補助上限額】  
商業施設の改修等：2億円（4億円※）  
買物弱者対策：1億円  
※特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた場合に引き上げ  
【公募期間】4月16日（木）～5月28日（木）  
（ただし、予算の執行状況に応じて追加公募の可能性あり）

### 事業イメージ

**商業施設の改修等の支援**

改修前 → 既存施設をリノベーション → 改修後

地域の個性や地域住民・近隣市町村・観光客等のニーズに即した事業で、雇用や消費活性化の効果が、中心市街地及び周辺地域に及ぶ施設整備事業。

<要件>  
①中心市街地活性化基本計画に、基本方針で定める「経済活力の向上のための事業」（第7章）に該当する事業として記載されていること。  
②ニーズ調査等、事業化に向けた調査事業を実施していること。

**買物弱者対策のための支援**

中心市街地の活性化を始めとする「コンパクトシティ」を進めていく上で起こりうる、買物弱者問題等に対応する事業を支援します。

特に、様々なサービスと組み合わせる等の持続可能性が高いモデル事業を支援し、得られた成果を他の地域へ横展開していくことを通じて、買物環境の整備を促進します。

## ② 地域自立型買い物弱者対策支援事業（平成24年度）

「買い物困難地域」において、①ミニ店舗事業、②移動販売事業、③宅配事業等による買物機会の提供につながる取組の開始を支援するため、国（経済産業省）がその費用の一部を補助するものである。申請に当たっては、①地域の買い物弱者対策に有効であるとの市区町村からの推薦書、②事業実施地域に生鮮三品等の店舗が不足していることを示す「買い物弱者マップ」の添付を求めている。

また、①地元地方公共団体・地域住民等が事業運営に積極的に参加・協力するもの、②他の事業者との連携、高齢者の見守りサービスや宅食、地域での交流拠点の設置といった、地域の基盤的機能も併せて提供するものといった特徴のある事業を優先的に支援している。

## 平成24年度補正事業 地域自立型買い物弱者対策支援事業

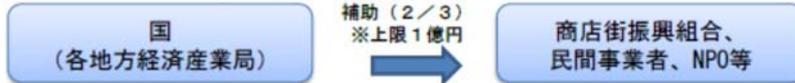
- 近隣の商店の撤退や高齢化等の進展から、日常の買い物に不便を感じる「買い物弱者」と言われる方が増えています。
- このため、民間事業者やNPO等による買い物機会を提供する新たな取組を支援します。

### 【補助対象事業のイメージ】

- 本補助金では、
  - ・ 徒歩で行ける範囲に生鮮三品等を扱う商店が不足しているため、居住する高齢者等が日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」において、
  - ・ ①ミニ店舗事業、②移動販売事業、③宅配事業等による、買い物機会の提供につながる取組の開始を支援します。
 ※ 応募の際に、以下のような資料を申請書に添付していただきます。
  - ①地域の買い物弱者対策に有効であるとの市区町村からの推薦書
  - ②事業実施地域に生鮮三品等の店舗が不足していることを示す「買い物弱者マップ」
- また、以下のような特徴のある買い物支援事業を優先的に支援します。
  - ①地元自治体・地域住民等が事業運営に積極的に参加・協力するもの
  - ②他の事業者との連携、高齢者の見守りサービスや宅食、地域での交流拠点の設置といった、地域の基盤的機能も併せて提供するもの

### 【補助対象者】

商店街振興組合、民間事業者、NPO等



※補助対象は、買い物機会の提供に必要な部分の立ち上げ費用(販売等の事業開始までの準備に必要な費用)に限定

※従来行われてきた事業を継続・更新する内容の提案は対象外

### 地域住民主体のミニ店舗の運営

- 店舗が撤退し買い物が不便になった地域で、地域住民が資金を拠出して会社を設立し、住民に必要な商品を販売するミニ店舗を開設。
- 併せて、施設内に「お茶の間広場」を設置し住民の交流を促進するほか、老人保健施設と連携した介護予防事業や健康相談を展開。



### 中山間地に必需品を届ける移動販売車

- 移動販売車を運行開始することで、地域のスーパーが、自社店舗で扱っている生鮮三品等を、近隣の中山間地でも販売。
- 併せて、移動販売の際に、自治体との見守り協定を結び、高齢者の安否確認する取組を実施。



- ③ 地域商業自立促進事業（平成 26、27 年度）、地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）（28 年度～）

地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業等と連携して行う、少子・高齢化、地域交流等六つの分野に係る公共性の高い取組について、国（経済産業省）がその費用の一部を補助するものである。

# 地域・まちなか商業活性化支援事業

平成28年度予算額 **20.3億円 (29.0億円)**

中小企業庁 商業課  
03-3501-1929  
商務流通保安グループ/中心市街地活性化室  
03-3501-3754

事業の内容	事業イメージ						
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。</li> <li>● 本事業では、           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）</li> <li>(2) 地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組に対して支援を行います。</li> </ul> </li> <li>● 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成26年度からの事業であり、平成28年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。</li> </ul> <p><b>条件（対象者、対象行為、補助率等）</b></p> <p>(1) まちなか機能集約支援型</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">国</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">→</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">中心市街地活性化基本計画の認定を受けた民間事業者等</p> <p style="font-size: small;">補助（2/3以下）</p> </div> <p>(2) 地域コミュニティ、買物機能の維持・強化型</p> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px;"> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">国</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">→</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">・地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等 ・上記以外の商店街組織 (注) いずれも、まちづくり会社、NPO法人等との連携体を含む。</p> <p style="font-size: small;">補助（2/3以下）</p> </div>	<p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(1) まちなか機能集約支援型</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">高度な商機能の整備に向けた支援</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">事例) 農産物直売所やスーパースhop、スイーツカフェ等、住民や観光客等のニーズに対応出来る複合集客施設と大型駐車場を整備する事業</p> <p style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;">(2) 地域コミュニティ、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型</p> <p style="font-size: small;">&lt;支援対象&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: x-small;"> <tr> <td style="background-color: #92D050;">(例) ①少子・高齢化 ・子育て支援、福祉施設の設置 ・買物弱者向けサービスの提供 等</td> <td style="background-color: #92D050;">(例) ②地域交流 ・まちなか交流スペースの設置 ・コミュニティカフェの設置 等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #92D050;">(例) ③新陳代謝 ・インキュベーション施設の設置 ・空き店舗への店舗誘致 等</td> <td style="background-color: #92D050;">(例) ④構造改善 ・地方自治体等と連携した共通ポイントカードシステムの導入 等</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #92D050;">(例) ⑤外国人対応 ・Wi-Fiの設置、免税対応機器等の導入 等</td> <td style="background-color: #92D050;">(例) ⑥地域資源活用 ・アンテナショップの設置 ・オリジナル商品の開発 等</td> </tr> </table>	(例) ①少子・高齢化 ・子育て支援、福祉施設の設置 ・買物弱者向けサービスの提供 等	(例) ②地域交流 ・まちなか交流スペースの設置 ・コミュニティカフェの設置 等	(例) ③新陳代謝 ・インキュベーション施設の設置 ・空き店舗への店舗誘致 等	(例) ④構造改善 ・地方自治体等と連携した共通ポイントカードシステムの導入 等	(例) ⑤外国人対応 ・Wi-Fiの設置、免税対応機器等の導入 等	(例) ⑥地域資源活用 ・アンテナショップの設置 ・オリジナル商品の開発 等
(例) ①少子・高齢化 ・子育て支援、福祉施設の設置 ・買物弱者向けサービスの提供 等	(例) ②地域交流 ・まちなか交流スペースの設置 ・コミュニティカフェの設置 等						
(例) ③新陳代謝 ・インキュベーション施設の設置 ・空き店舗への店舗誘致 等	(例) ④構造改善 ・地方自治体等と連携した共通ポイントカードシステムの導入 等						
(例) ⑤外国人対応 ・Wi-Fiの設置、免税対応機器等の導入 等	(例) ⑥地域資源活用 ・アンテナショップの設置 ・オリジナル商品の開発 等						

## ④ 商店街まちづくり事業費補助金（平成 24、25 年度）

商店街等が地域の行政機関等からの要請に基づいて実施する、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の整備等を支援するもので、全国商店街振興組合連合会が、国（経済産業省）からの補助金を受けて基金造成し、その基金を活用して実施する。

対象となる事業には、高齢者向け御用聞き型宅配サービス施設（移動販売車や店舗等を含む。）も含まれる。

### 【買物弱者対策への活用例】

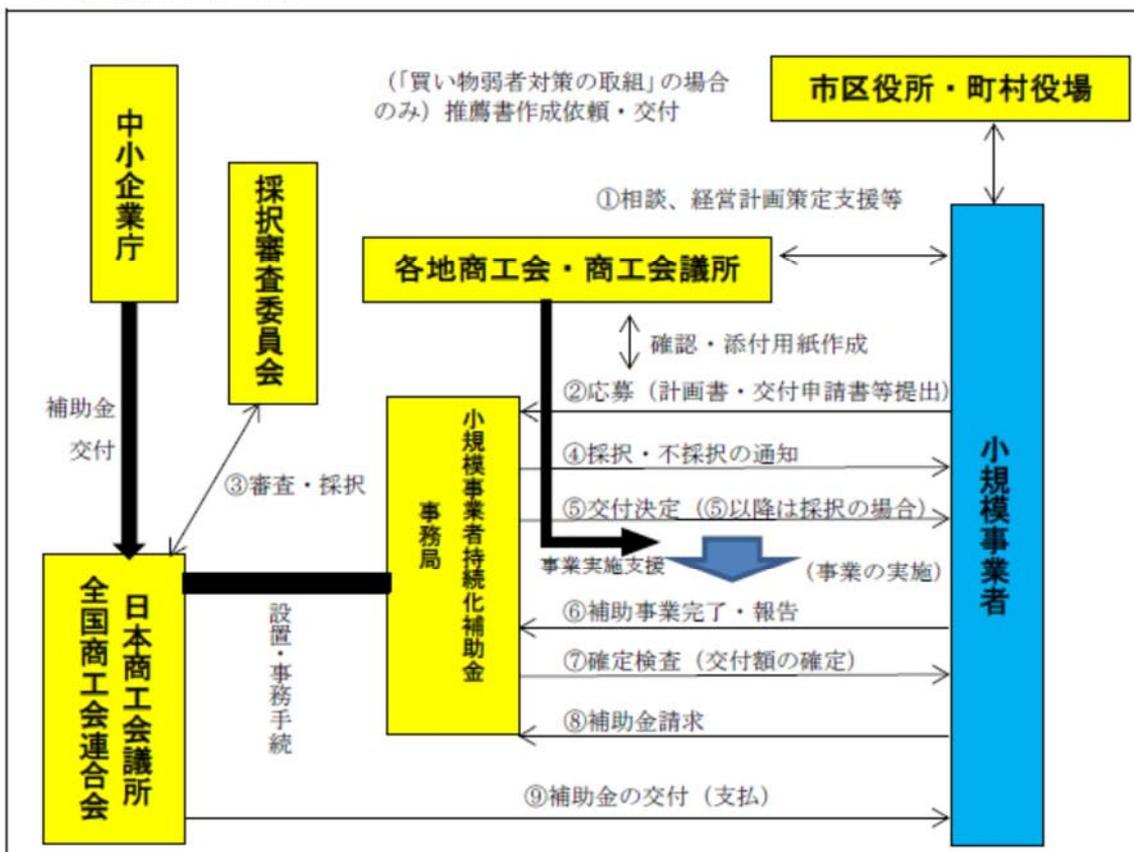
<p><b>&lt;例1&gt;</b></p> <p>ニーズの高い生鮮品・食料品の出張販売を実施するとともに、地域住民の利便性を配慮し、電話による注文を受け付け、次回販売時に持参するなどの対応により売上を伸ばし持続可能な新たな商店街事業として確立していく。</p> <p style="font-size: small;">（補助対象経費：車両購入費、内装・設備・施工工事費）</p>	
<p><b>&lt;例2&gt;</b></p> <p>カタログから商品を選んでもらい、電話注文と携帯メール注文で希望日に届ける宅配業務と、荷物の持ち運びも手伝う送迎や買い物代行を行っている。商店街を含むエリア周辺を事業実施範囲として、商品1つからでも宅配を行い、どんな内容でも可能な範囲で支援するとともに、御用聞きの役割も担っている。</p> <p style="font-size: small;">（補助対象経費：車両購入費）</p>	
<p><b>&lt;例3&gt;</b></p> <p>自転車を利用して商店街で買った商品を自宅へ宅配するサービスを実施。宅配拠点は商店街の組合事務所を利用している。</p> <p style="font-size: small;">（補助対象経費：車両購入費、内装・設備・施工工事費）</p>	

⑤ 小規模事業者支援パッケージ事業（小規模事業者持続化補助金）（平成 26 年度～）

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、各地の商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の費用の一部について、国（経済産業省（中小企業庁））が全国商工会連合会及び日本商工会議所を通じて補助するものである。

車両を活用した移動販売など、実施する区域の市区町村の推薦を受けた買物弱者対策については、補助上限額を引き上げ、重点的に支援することとなっている。

V. 事業のスキーム



(注) 経済産業省の資料等に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑬ 国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）〈抜粋〉

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。
- 四 （略）
- 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。
- 六～十六 （略）
- 十七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。
- 十八 （略）
- 十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十～三十八 （略）
- 三十九 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十～七十六 （略）
- 七十七 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十八～百二十八 （略）

2 （略）

図表 3-(1)-⑭ 買物弱者対策に関連する国土交通省の主な施策

【制度、具体的な取組等】

① 自家用有償運送事業制度

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が、自家用車を用いて有償で運送できることとする制度である。

自家用有償運送事業制度には、①市町村が行う「市町村運営有償運送」、②NPO等が過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う「公共交通空白地有償運送」、③NPO等が身体障害者等及びその付添人に限って運送する「福祉有償運送」の3種類があり、買物弱者対策にも活用されている。

② 地域公共交通支援センターホームページ

地域公共交通の確保・維持に取り組もうとした場合、全国各地における様々な先進事例の情報が非常に有効であることを踏まえ、出先機関である地方運輸局のネットワークを最大限に活用し、地域公共交通の確保・維持に係る全国の先進事例や国の支援制度等を一元的に発信するためのホームページ (<http://koutsu-shien-center.jp/index.html>) を開設している。

③ 「小さな拠点」の形成の推進

「小さな拠点」づくりの推進を図るため、次の取組を実施している。

i 集落地域における生活支援機能の拠点化、広域連携による持続的な地域づくりに関する調査（平成 24 年度）

有識者からなる検討会を設置し、「小さな拠点」の形成を通じた持続可能な集落づくりについて調査検討を行い、その成果として「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ『小さな拠点』づくりガイドブック」を取りまとめている。

ii 「小さな拠点」形成を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進に関する調査（平成 25、26 年度）

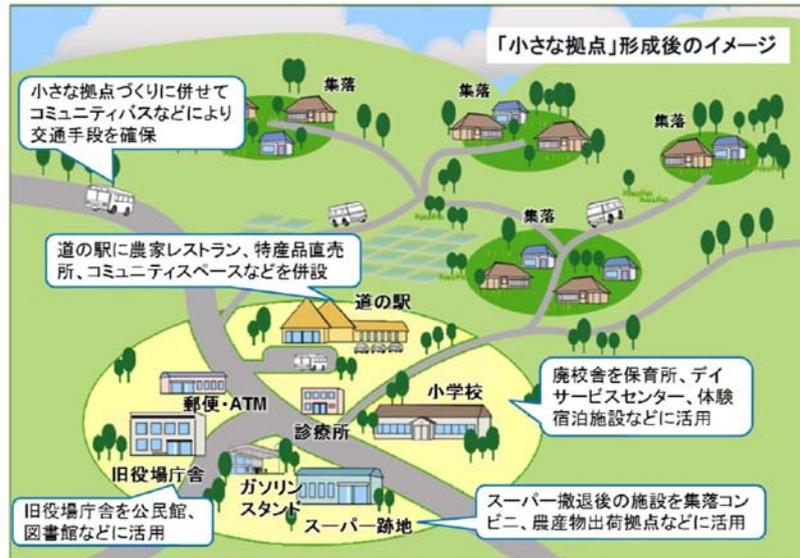
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」づくりの実践的なノウハウの蓄積・普及を図るため、「小さな拠点」づくり等に向けた合意形成・プランづくりの過程における課題やその解決手法等について、具体的な集落地域を対象としたモニター調査を実施し、そこから得られたノウハウを取りまとめ、これまでのガイドブックを全面改定する形で、「【実践編】「小さな拠点」づくりガイドブック」を作成、公表している。

iii 「小さな拠点」づくりフォーラムの開催（平成 26 年度）

「小さな拠点」づくりを通じた持続可能な集落地域づくりに関する取組の普及とともに、関係者間の交流・情報交換を図るため、フォーラムを開催している。

## 「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



### ④ 過疎地域等の集落に関する調査等の実施

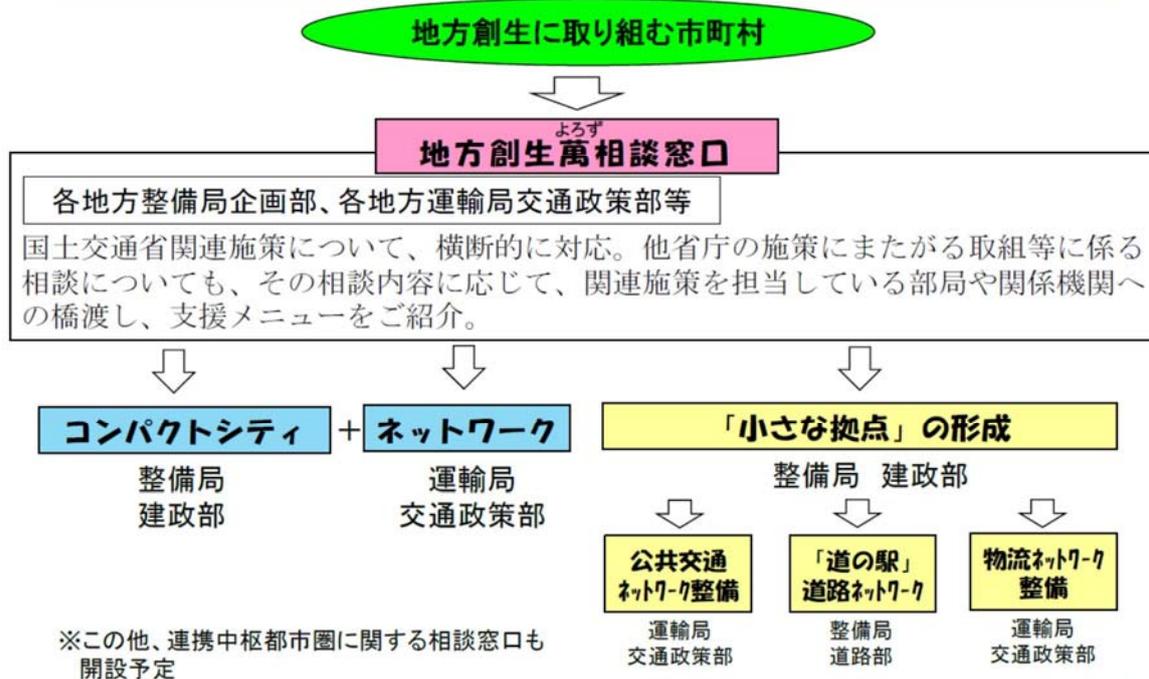
次のような調査等を実施し、その結果を取りまとめ、公表等を実施している。

- i 長期的な展望を踏まえた集落の多様な生活・コミュニティ確保方策に関する調査（平成 23 年度）  
集落の将来を見据え、再生・再編に取り組んでいる具体的な事例を調査し、その成果をコミュニティの維持・活性化に取り組む集落の関係者や地方公共団体の活動の参考となるよう、ヒント集として取りまとめている。
- ii 日常生活サービス機能が集約した「小さな拠点」事例集（平成 24 年度）  
「道の駅」に隣接して、診療所や介護施設等の日常生活サービス機能が集約した「小さな拠点」を形成している事例について収集・整理し、事例集として取りまとめている。
- iii 集落地域に関する都市住民アンケート（インターネット調査）（平成 24 年度）  
人口減少、高齢化が進む集落が集まる農山漁村地域に対する都市住民の意識や交流の状況、今後の交流・活動意向等について、東日本大震災後の変化も含め把握するため、全国の都市住民を対象にインターネットを通じたアンケートを実施し、その結果を取りまとめている。

### ⑤ 地方創生萬相談窓口

地方創生の取組を行うに当たっての地方公共団体からの相談に対し、国土交通省の地方部局（地方整備局及び地方運輸局）において一元的に対応するため、各地方整備局企画部、各地方運輸局交通政策部等に「地方創生萬相談窓口」を設置し、国土交通省関連施策について、横断的に対応している。また、他省庁の施策にまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューの紹介等を行うこととしている。

市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局（地方整備局及び地方運輸局）において一元的に対応。



⑥ 「地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会」（平成26年10月～27年3月）等

「小さな拠点」形成の取組の一環として、過疎地等における事業者とNPO等の共同による宅配サービスの維持・改善や、買物弱者支援等にも役立つ新たな物流システムのあり方を検討するため、有識者等による検討会を開催し、その成果として、平成27年3月に報告書を取りまとめ、公表している。同報告書では、今後、過疎地等における持続可能な物流サービス・生活支援サービスの提供、地域経済の活性化を実現するための取組がその重要性を増しているとして、「小さな拠点」を核とした新たな共同配送スキームの構築及び公共交通を活用した貨客混載の導入や自家用自動車の活用により、物流の効率化、生活支援サービスの維持・向上、地域経済の循環促進を実現する必要があること、これらを進めるための地域における関係者からなる協議スキームを検討する必要があること等を提言している。

また、同報告書の提言を踏まえ、①域外からの商品の集落への共同宅配、②地域商店への商品の集荷・集落への運送及びこれと併せた生活支援サービスの提供、③バス等を活用した新たな貨物輸送サービスの提供等、複数のサービスに係る輸送を複合化することによって輸送の効率化を実現するものを内容とするモデル事業を実施する地域を、公募により5地域選定し、当該地域における協議会の設立や試験的な運行の実施等により、実践的なノウハウの蓄積等を進めている。

モデル事業では、買物代行・買物送迎・配食サービスの複合的实施、地域特産品の集荷・高齢者等の安否確認等と御用聞き（買物代行）の複合的实施、大手物流事業者による買物代行・一括配送等が行われ、平成28年5月に報告書が取りまとめられている。

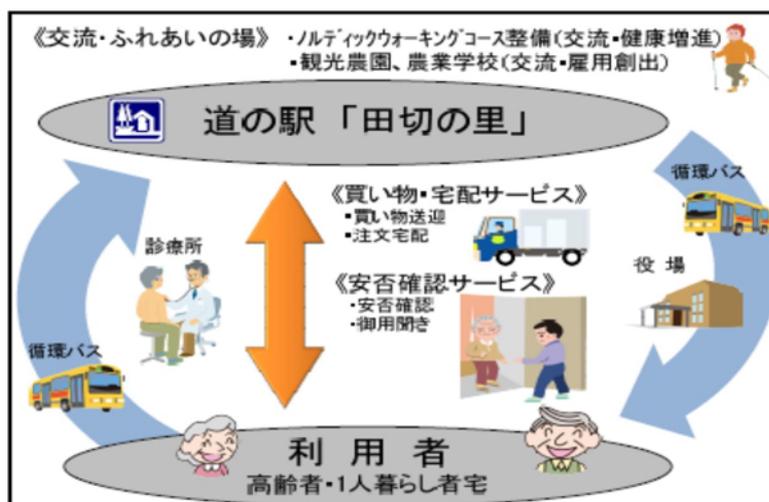
このほか、高齢者の多い地域等において、地方公共団体等と物流事業者が連携し、買物支援や高齢者の見守り等、地域の維持・活性化に向けた取組を行う例を収集・整理し、ホームページで紹介している ([http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_tk1\\_000046.html](http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html))。

## ⑦ 重点「道の駅」

「道の駅」(地域の創意工夫により道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供し、地域の振興に寄与する施設で、国土交通省の登録を受けたもの)のうち、地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できるものについて、重点「道の駅」として選定し、その取組を広く周知するとともに、取組の実現に向けて、地方公共団体や関係機関による協議会等を設け、複数の関係機関の所管する制度の活用等について、ワンストップで相談できる体制を整備したり、道路区域内の駐車場、休憩施設、トイレ、道路情報提供施設等について、社会資本総合交付金等を活用する等の支援を行っている。

重点「道の駅」の中には、買物弱者対策に取り組んでいるものがみられる。

### 【買物弱者対策への活用例】



### 【補助金等】

#### ① 地域公共交通確保維持改善事業 (平成 23 年度～)

生活交通の存続が危機にひんしている地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がなされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とした事業であり、赤字路線バスの運行事業者への補助、バス車両の更新費用や路線バスからデマンド型交通への転換に要する費用への支援等がある。

買物弱者対策に関連するものとしては、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を行う等の事業者に対し、国(国土交通省)がその費用の一部を補助するものがある。

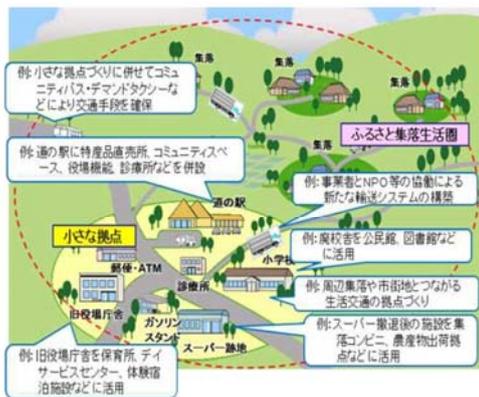
#### ② 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (集落活性化推進事業費補助金) (平成 20 年度～)

公益サービス機能を維持確保するため、廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費のほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を施設の再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等について補助するものであり、集落コンビニエンスストア等を設置することなども対象となり得る。

## 「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み入れることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存施設の再編・集約に対して、NPO等による事業も補助対象に追加するとともに、新たなモデル性の高い事業に重点化して支援を行う。



「小さな拠点」：日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

### ○補助制度の概要

(※下線部は平成29年度拡充事項に係る部分)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業  
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域：過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体：市町村、NPO法人等（間接補助）
- 対象事業  
遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修

(注) 国土交通省の資料等に基づき、当省が作成した。

図表 3-(1)-⑮ 関係府省における買物弱者対策が主たる目的であると考えられる事業

府省名	事業の名称
農林水産省	食料品アクセス環境改善対策事業（平成 26～28 年度）
経済産業省	中心市街地再生事業費補助金（このうち、買物環境整備促進事業）（平成 26 年度）
	地域自立型買い物弱者対策支援事業（平成 24 年度）

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 各事業の詳細は、図表 3-(1)-⑩及び図表 3-(1)-⑫参照。